知財で未来を創造する ―――――

The future is created with the literary property



国立大学法人香川大学 平成27年8月

平成25·26年度

センター長挨拶

香川大学では地域に根ざした産学官連携活動を含む社会貢献活動を、教育および研究と並ぶ重要な使命と位置づけており、社会連携・知的財産センターはその活動の中核となっています。この活動は、地域に根ざした共同研究を推進し、その成果を知的財産として結実させるとともに、それらの知的財産をもとにした、新たな展開、新たなイノベーションの創出を目指す従来の産学官連携の属する活動から、知的財産など産業に関することにはすぐには結びつかないですが、地域の行政機関などと連携して地域の問題を解決することに役立つ、どちらかというと社会貢献の色が濃い活動まで、大変幅広いものです。前者の活動の詳細は、本報告の該当ページを見ていただければ詳細がわかりますが、ここで簡単に紹介しますと、特許出願件数は平成25年度35件、26年度28件、共同研究は平成25年度145件、26年度147件でした。共同研究の内、当センターが研究費獲得に積極的に関与し、成立させたのは、平成25年度41件、26年度45件です。

このような産学官連携活動をより推進するために、当センターでは従来から、1)顧客へのワンストップサービスの励行、2)顧客とのウイン・ウインの関係の創造、及び3)サービスイノベーションの持続的展開という三つの方針を掲げています。

- 1)の顧客へのワンストップサービスの励行では、研究や知的財産に関わることは私たちのセンターが一手に引き受け、こちらに来て頂ければ必要な情報はすべてわかり、またその後の手続きもスムーズに行うように努めています。
- 2)のウイン・ウインの関係の創造では、研究の成果や知的財産の取り扱いなど、様々な事柄において顧客と大学のどちらにとっても満足のいくような関係を創造していこうというものです。

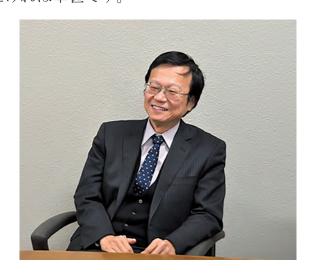
このように当センターは顧客へのサービスを円滑に行うために日々活動していますが、現状のシステムに甘んじることなく、それを向上させるため、常に内容を点検し、刷新を持続的に繰り返してよりよいものにしていこうと常に努力しています。これが3)のサービスイノベーションの持続的展開です。

そして、平成25年度から『四国産学官連携イノベーション共同推進機構(略称SICO)』を、四国の他の国立大学(徳島大学・鳴門教育大学・愛媛大学・高知大学)とともに発足させました。これまでも四国の国立大学は産学官連携活動に取り組んできました。しかし個々の大学では規模が小さく、その効果も限られていました。そこで、四国の国立大学が大学の枠を超えてお互いに手を携え、産学官連携活動を行い、また、各大学の知財を相補的に活用して、これまで以上のビジネスの種を生み出し、その結果として、さらなる大学の研究活動の活性化と地域社会の発展を目指して、SICOを発足させたのです。この機構では、各大学が保有する知的財産の経済価値を高めるため、これまで単独の大学では実施が困難であったより高度な知的財産の評価・実証活動を共同して実施します。そして、技術移転活動をこれまで以上に充実させるため、これまで技術移

転の一端を担ってきた四国 TLO を大きく変革します。これまで四国 TLO は、四国電力のサポートの元、香川、徳島、愛媛、高知の四大学が支出する負担金などで運営してきました。平成 27 年度からは、四国 TLO は四国電力から離れ、SICOの直接の外部機関として、四国国立 5 大学と協力し、これまで以上に、アグレッシブに技術移転活動を行うことになりました。四国 TLO の拠点もこれまでの四国電力本社ビルから、当センター内に、本年度中に移動することになります。今後、新たな四国 TLO (この報告書が発行された段階では名称が新しくなっているかもしれませんが) のコーディネータがこれまで以上に積極的に大学の研究室や地元企業を訪問することになると思います。その時はどうかよろしくお願い申し上げます。もちろん、当センターのコーディネータもこれまでと同様に技術相談や発明相談、また JST などからの助成研究などを通じて、産学官連携活動を行っていきます。当センターと四国 TLO が車の両輪となって香川大学の産学官連携をこれまで以上に強化していく所存です。

そのほか、平成23年度から始まった香川県下の産・学・官が一体となり健康 関連分野での産業創出を目指した「かがわ健康関連製品開発地域構想」では、 香川大学の医学部、工学部の技術シーズを地域に還元するために本センターが ハブ的な役割を果たしています。また、従来、微細構造デバイスセンターが主 体となって行ってきた「源内塾」は、香川のものづくり企業の活力を維持し、 持続的な発展を図るため、単に技術がわかるだけでなく、開発から経営に渡る 幅広い人材を育成するものです。近年はものづくりの対象が工学部だけでなく、 農学部、医学部と拡大しており、その活動が企業と大学の共同研究へとつなが る場合も多く、平成25年度から当センターが主体となって運営しています。

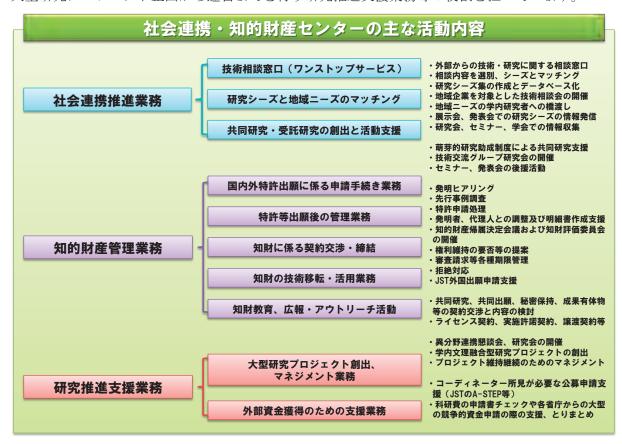
最後になりますが、本報告書では、平成25、26年度における社会連携・知的 財産センターの活動についてその取り組み内容や成果をとりまとめました。本 来なら毎年報告すべきものですが、昨年の発行が大変遅れ、結局2年間の合併 号となったことをこの場を借りてお詫び申し上げます。そのような状況ですが、 本報告書をご一読いただき、当センターのサービスイノベーションの持続的展 開のため皆様の様々なご意見をいただければ幸甚です。



社会連携・知的財産センター長合谷 祥一

社会連携・知的財産センターの概要

社会連携・知的財産センターは、地域開発共同研究センター(平成12年4月設置)と知的財産活用本部(平成16年4月設置)を統合し、平成20年4月に設置されました。主に民間企業等との共同研究及び技術交流を推進する社会連携推進業務、知的財産を核とした管理・活用及び産学官連携活動による地域への還元を行う知的財産管理業務、地域や学問分野を越えた組織横断型の大型研究プロジェクト企画から運営までを行う研究推進支援業務等の役割を担っています。



本学では当センターを地域と大学との円滑な連携、協働するための橋渡し役を果たす独立組織 として位置づけており、全学部の研究者を対象とした研究シーズと地域ニーズのマッチングを基 に研究成果を社会に浸透させ根付かせる活動を行っています。

さらに、大学を中心としたニーズオリエンテッドな研究テーマを事業化させ、産業の振興や雇用創出、人材育成等を含めた地域経済活性化の核を育てることによる知の還元に務めています。

特に近年では地域企業、自治体との連携や他地域、他大学との県域を越えての連携による新たなイノベーション創出に向けた産学官連携活動や人材育成等の取り組みを活発化させています。

香川大学は地域に根差した活動を継続すると共にこれまでに無いダイナミックな活動を推進し、 時代のニーズに応える取り組みを長期的視野に立って推進、持続させる取り組みをスタートしま した。

将来に渡り、切れ間の無い連携関係を持続させるため、ワンストップでの窓口サービスとあらゆるニーズに対して対応出来る体制の構築の下に当センターは大学の顔として機能して参ります。

- 目 次 -

平成25年度・平成26年度

社会連携・知的財産センター活動報告

1.	学内シーズと学外ニーズのマッチング推進
	(1) 技術相談・研究相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2.	研究関連情報の学外提供
	(1) 講演会・セミナーの開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3.	技術交流グループの研究活動の支援 (1) 社会連携・知的財産センター萌芽的研究助成制度の状況・・・・・・・ 8 (2) 技術交流グループ活動状況・・・・・・・・ 8
4.	産学官連携による研究開発の支援 (1) かがわ健康関連製品開発地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(4)四国産学官連携イノベーション共同推進機構・・・・・・・・・・・・ 16

5.	外部資金獲得支援による産学官連携研究の推進
	(1) 各種公募事業等に係る申請書の作成支援・・・・・・・・・・・ 17
6.	共同研究・受託研究費等の受入状況
	(1) 共同研究費の受入状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
7.	発明、特許出願状況等
	(1)発明件数、特許等出願件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
8.	知的財産についてのQ&Aその他 (1) 発明届出から権利帰属までのフロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
9.	学術・教育活動・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
1 0	産学連携・技術移転・知的財産関連の各種会議等への参加状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

11. 会議・委員会

(1)	社会連携・知的財産センター会議の開催状況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	47
(2)	知的財産帰属決定会議の開催状況・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	47
(3)	知的財産評価専門委員会の開催状況・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	48
(4)	社会連携・知的財産センター会議委員・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	49
(5)	知的財産帰属決定会議委員・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	49
(6)	知的財産評価専門委員会委員 • • • • • •																50

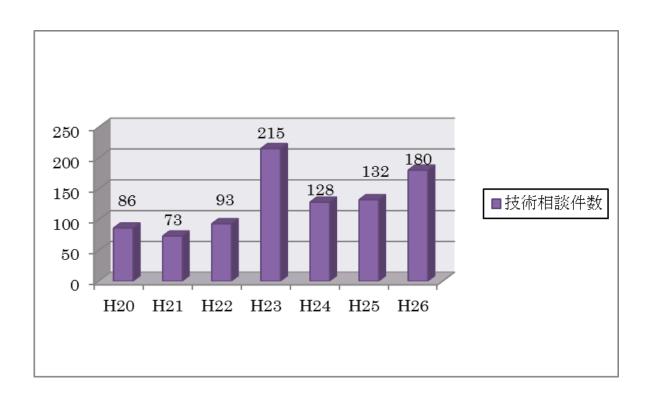
参 考 資 料 (平成27年5年1日現在)

(1)	社会連携・知的財産センター組織図・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	51
(2)	社会連携・知的財産センタースタッフ	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	52
(3)	社会連携・知的財産センター規程・・		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	53
(4)	社会連携・知的財産センター会議規程		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	56
(5)	社会連携・知的財産センター利用細則		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	57
(6)	知的財産帰属決定会議規程・・・・・		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	63
(7)	知的財産評価専門委員会規程・・・・		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	65
(8)	知的財産評価に関する取扱要領・・・		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	67
(9)	知的財産ポリシー・・・・・・・・		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	68
(10)	職務発明規程・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	69
(11)	知的財産の譲渡等の取扱いに関する細則	[]	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	74
(12)	研究成果有体物管理規程・・・・・・	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	76
(13)	香川大学共同研究取扱規程・・・・・		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	82
(14)	香川大学受託研究取扱規程・・・・・	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	90
(15)	利益相反について・・・・・・・・												•				•	99

社会連携・知的財産センター活動報告

1. 学内シーズと学外ニーズのマッチング推進

(1)技術相談·研究相談

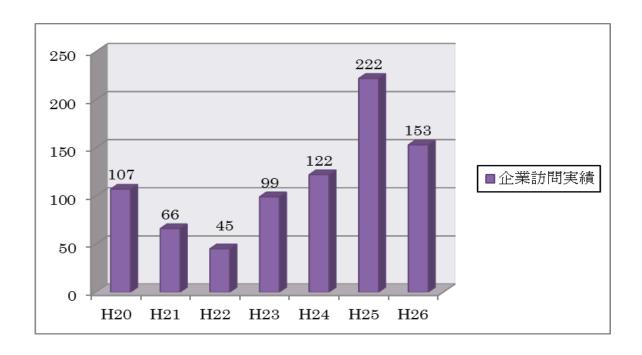


(2)学内研究シーズの発掘

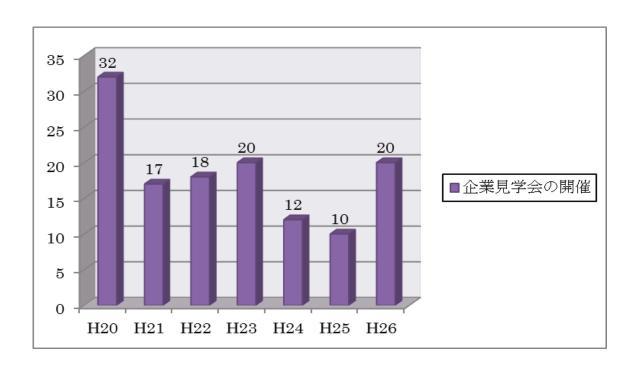
研究シーズ収集実績(平成25年4月~平成27年3月分)

香川大学	25 年度	26 年度
	件数	件数
合計	119件	94件

(3)企業訪問による企業ニーズの調査



(4)企業見学会(シーズ発表を伴う)の開催



2 . 研究関連情報の学外提供

(1)講演会・セミナーの開催

a. 社会連携・知的財産センターセミナー

回数	日時・場所	講演題目	講師・所属	参加者数
平成 25 年	平成 25 年	大学研究者が知っておくべき	辻丸国際特許事務所	55 人
第1回	5月27日	知的財産法	弁理士、香川大学客員教授	
	農学部キャンパス	~守らなければならないルー	辻丸 光一郎	
	DS304講義室	ルと知的財産~		
平成 25 年	平成 26 年	中小企業はイノベーションに	(独) 産業技術総合研究所先進製	29 人
第2回	2月26日	どう立ち向かうか	造プロセス研究部門	
	工学部キャンパス	-全国の事例にその秘訣を探	名誉リサーチャー	
	3302 教室	る-	森 和男	
平成 26 年	平成 26 年	大学研究者が知っておくべき	辻丸国際特許事務所	58 人
第1回	5月15日	知的財産法	弁理士、香川大学客員教授	
	農学部キャンパス	~守らなければならないルー	辻丸 光一郎	
	DS棟3階 304 講義	ルと知的財産~		
	室			
平成 26 年	平成 27 年	地域社会が求めるアカデミア	早稲田大学名誉教授・インデペン	42 人
第2回	3月26日	の知の活用	デンツクラブ会長	
	教育学部キャンパス	「ベンチャーの社会的評価	松田 修一	
	北 4 号館 2 階 423 教	\sim J		
	室			

b. 講演会・ワークショップ

回数	日時・場所	講演題目	講師・所属	参加者数
平成 25 年	平成 25 年	「小豆島食材開発会議試食会	香川大学農学部	36 人
第1回	9月11日	~野菜を知ってもらい、島内	教授	
	中国電力(株)小豆島	レストランでの使用を促すた	東江 栄	
	営業所	めの取り組み~」		
平成 25 年	平成 25 年	「新しい食材植物の栽培と応	徳島大学大学院	30 人
第2回	11月12日	用に関する事例調査」	ヘルスバイオサイエンス研究部	
	小豆島町商工会		教授	
			柏田 良樹	
平成 25 年	平成 26 年	「ドングリを使用した食材の	相模女子大学大学院	25 人
第3回 1月28日		商品化事例について」	教授	
	小豆島町商工会		野田艶子	

平成 26 年	平成 26 年	「富士産業(株)のサプリメン	富士産業(株)研究開発センター長	26 人
第1回	10月29日	ト事業について」(講演)	児玉 俊明	
	香川大学農学部	「新品種ブドウ (香大農 R-1、	香川大学農学部	
		R-2)の機能を活用したの現状	望岡 亮介	
		について」(報告)		
平成 26 年	平成 26 年	「高付加価値ワインの醸造	山梨大学大学院医学工学研究部	26 人
第2回	12月24日	法、ブランド化について」	教授	
	香川大学幸町		奥田 徹	
	OLIVE SQUARE	「さぬきワインの評価につい	(有)ディンカム代表取締役	
		て」	木内 千恵美	
平成 26 年	平成 27 年	「地域イノベーション戦略支	(公財)わかやま産業支援財団地域	19 人
第3回	2月5日	援プログラム事業の取組」	イノベーション支援プログラム	
	香川大学農学部		地域連携コーディネータ	
			中谷 吉隆	
		「ノンアルコールワインの開	徳島文理大学理工学部	
		発について」	准教授	
			水野 貴之	

(2)各種メディアによる広報活動

区 分	名 称	備考					
百十四銀行関連	(財)香川経済研究所	3ヶ月ごとに 3 件~4 件の研究シーズ掲載					
日日四級行為建	「調査月報」	37月ことに3件で4件が別元ノング掲載					
百十四銀行関連	114ビジネス通信	毎月1件の研究シーズ掲載					
日下四畝11萬座	経営サポートニュース	一番月1件の明九ノ一へ掲載					
	香川ニュービジネスク						
香川銀行関連	ラブ事務局	毎月1件の研究シーズ掲載					
	「KNBC NEWS」						
ようよ、間油	レジラッチ川	社会連携・知的財産センターセミナー等の掲載					
セミナー関連	ビジネス香川	月刊誌(朝日新聞、日本経済新聞折り込み)					

(3)展示会・イベント等の出展の支援

展示会・イベント名	開催場所	日時	出展内容 ※発明者が複数の場合は代表者のみ記載
四国地区五大学新技術説明会	JST 東京本部 別館ホール	H25.6.21	・圧縮だけでなく、曲げの衝撃吸収材として使用できる均質かつ高信頼性の超軽量ポーラス金属(工学部 吉村先生) ・原発性アルドステロン症の新規血液マーカー(医学部 小堀先生)
イノベーション ジャパン2013	東京国際フォーラム	H25.8.29 ~30	・超軽量ポーラス金属の変形特性に関する研究 (工学部 吉村先生)・静電型害虫集積装置の開発 (農学部 松本由樹先生)
アグリビジネス創出 フェア	東京ビッグサイト	H25.10.23 ~25	「希少糖」(医学部 徳田先生) 「アイスプラント」(農学部 東江先生) 「R-1のブドウ」(農学部 望岡先生) 「さぬきキウイっこ」(農学部 片岡先生)
香川県 新技術・新工 法展示商談会 in NISSAN	日産自動車 株式会社 テクニカルセンター	H25.10.30 ~31	「超 軽量ポーラス金属の変形特性に関する研究」(工学部 吉村先生) 「配向性鉛フリー圧電材料の作製技術と高性能 圧電材料への応用」(工学部 馮先生) 「化学吸着単分子膜とナノ微粒子複合による超 撥水被膜」(工学部 小川先生) 「抗菌防 黴・防汚・透明性化学吸着単分子膜 形成技術」(工学部 小川先生)
ナノテク2014	東京ビッグサイト	H26.1.29 ∼31	(a)分光複屈折位相差断層イメージングによる生体成分の高精度定量化技術(工学部 石丸先生) (b)細胞空間分画装置の開発 (工学部 寺尾先生) この他、以前展示したことのある下記パネルも展示・色素増感型高効率太陽電池の開発 (工学部 馮先生) ・電気泳動法を応用した除染手法の開発 (工学部 吉田先生) ・ポリマーMEMSミラーの開発 (工学部 鈴木孝明先生) ・プラズモンチップ(工学部 山口堅三先生)
香川県ものづくり企業と医療機器メーカーとの展示・交流会in 本郷	医科器械会館 2階セミナーホール	H26.6.5∼6	・商工組合日本医療機器協会の主要な会員である医療機器メーカーと県内のものづくり企業等とのマッチングを図るため、医療機器の開発に活用できる製造技術及び製品のブース展示。 ・具体的な商談や共同開発の可能性が出てきた場合は、医療機器分野に幅広いネットワークを持つ三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)と(公財)かがわ産業支援財団が協働で支援。

香川県 新技術・新工 法展示商談会 in デンソー イノベーション ジャパン2014	株式会社 デンソー 本社イベントホール 東京ビッグサイト	H26.7.24 ~25 H26.9.11 ~12	(a)ポリマーMEMSミラーの開発 (工学部 鈴木孝明先生) (b)波長変化を利用したビーム走査型レーザードップラー速度計の開発(工学部 丸先生) (c)超軽量ポーラス金属の実用化へ向けた研究 (工学部 吉村先生) (a)環境対応型有機合成プロセスを指向した簡便な固体触媒技術(医学部 和田先生)
アグリビジネス創出フェア	東京ビッグサイト	H26.11.12 ~14	(a)アイスプラント(農学部 東江先生) (b)香大農 R-1 ブドウ(農学部 望岡先生) (c)希少糖と関連製品 (レアシュガースイートとその活用品。さらに、希 少糖を利用した香農ぱうんども展示) (d)さぬきキウイっこ(農学部 片岡先生) (e)ワクモの静電気による集積技術とその装置 (農学部 松本先生)
ちゅうぎん6次産業化セミナー&交流会	中国銀行本店 3階大講堂	H27.3.10	セミナー 「他産業との連携による営業戦略の展開 〜販路拡大とマーケティングを考える〜」 《講師》折笠俊輔氏(公益財団法人流通経済研究所 主任研究員) 《内容》マーケティングの観点から、他産業と連携したビジネスモデル(農商工等連携、6次産業化等)による他社との差別化戦略について。 岡山県6次産業化サポートセンター、大学の産学連携コーディネーター、日本政策金融公庫等と6次産業化に向けた相談や規模拡大、新規事業への取組等に対する相談。

(4)出前相談会の開催

	開作	崖 回数	相談件数				
開催場所	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度			
三豊市	7	5	18	5			
丸亀商工会議所	6	9	12	14			
高松商工会議所	10	10	17	10			
東かがわ市	5	4	6	4			
合 計	28	28	53	33			

(5)その他

2014年3月21,22日、2015年3月14,15日に香川大学工学部キャンパスにて開催した「かがわ源内フェスティバル」の様子です。JST 科学技術コミュニケーション推進事業「ネットワーク形成地域型」の一環として開催し、当センターは業務担当として参加しました。



3. 技術交流グル―プの研究活動の支援

(1)社会連携・知的財産センター萌芽的研究助成制度の状況

この制度は、社会連携・知的財産センターが実施する萌芽的研究助成制度への支援であり、企業と本学教員との共同研究を促進するために必要な予備的研究に対して助成し、共同研究の発展・活性化に寄与することを目的とするものです。技術や資金が不足し研究に着手するのを戸惑っている案件があれば、この制度の活用を検討してください。この制度により、大学教員との共同研究の可能性を事前に調べた上で本格的共同研究をすすめることができます。

具体的には、下記のような内容です。

・経 費:1件あたり最高30万円

・募集対象:①企業と本学教員との交流活動から生じたものであって、本学コーディネー ターが関与した案件であること

> ②また、次のア〜ウのいずれかを満たす応募課題であること。 但し、すでに公的助成を受け、他機関と共同研究を実施又は内定している応募課題は除く。

(審查基準)

- ア 将来通常の共同研究へ発展する可能性のある応募課題
- イ 新たに民間企業等と連携が図られる萌芽的な応募課題
- ウ 企業において初めて共同研究として取り組む応募課題 (萌芽的とは、独創的な発想、特に意外性のある着想に基づく芽生 え期の研究)

なお、平成25年度は、工学部2件、農学部1件、医学部1件の合計4件、平成26年度は、 教育学部2件、工学部1件、農学部1件、地域マネジメント研究科1件の合計5件を採択して、 それぞれの教員と企業とで萌芽的共同研究が推進されました。

(2)技術交流グループ活動状況

技術交流グループ研究会 活動状況

開催日	グループ名	研究会概要			
平成 25 年 4月 13日	バイオマテリアル 工学研究会 グループ	工学部掛川教授にご講演いただいた。アンチエイジングの基本的な知識と新規化粧品成分 ILG の機能について学ぶことを目的に「世界初のアンチエイジング及びアトピー対策化粧品成分 ILG の生理機能」と題して開催された。	8名		
平成 25 年 5 月 21 日	PM 技術交流 グループ	冨永 章氏 (PM ラボラトリー代表、三菱総合研究所上席理事、香川大学大学院地域マネジメント研究科 客員教授、法政大学大学院イノベーションマネジメント研究科 客員教授、マイクロITラボラトリー代表) に「プロジェクトリーダーシップ獲得には」と題してご講演いただいた。質疑応答・ディスカッションがあった。講師の冨永先生には、的確なご回答を頂いた。	41 名		

平成 25 年 7月2日	触覚インターフェース 技術交流グループ	これまでの経過報告、試作機での成果のご報告、この装置の医学的見地からの見通し、振動子の量産化の見通しなどについて、メンバーのみの開催で話し合われた。検査器のお披露目と、一体型検査器の試作品の紹介がされた。	10名
平成 25 年 7 月 21 日	PM 技術交流 グループ	志田 慎太郎氏(前・東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 顧問、香川大学客員教授)に「リスクマネジメントの発展と現状」と題してご講演いただいた。続いて、質疑応答・ディスカッションがあった。 講師の志田先生には、的確なご回答を頂いた。	26 名
平成 25 年 8 月 20 日	バイオマテリアル 工学研究会 グループ	アンチエイジングやアトピー対策のためのアンミュー化 粧品に配合されている世界初の機能性化粧品成分 ILG (イ ソリクイリチゲニン) について実演を交えながらご説明 いただいた。	19名
平成 25 年 9 月 4 日	光学計測グループ	富士重工スバルの衝突防止装置「アイサイト」のヒットを受けて、車載用ナイトビジョンの製品化が加速されている。ナイトビジョンは、赤外画像を用いた人や動物などの、霧中や夜間での検知に有効な技術である。本講演会では、赤外線アレイセンサーの基礎から最先端の研究成果についてお話し頂いた。	37名
平成 25 年 10 月 18 日	コンクリート構造物の耐久性評価技術交流	須藤 敦史氏の講演では、建設事業における契約約款の 国内外の相違、事業形態、設計の考え方、現場管理体制 などの現状を紹介し、円滑にするための CM(コンストラク ション・マネージメント)・RM (リスクマネージメント) などの重要性を解説いただいた。	22名
平成 25 年 10 月 31 日	PM 技術交流 グループ	「最適化問題に対するソフトコンピューティング手法の応用」と題して宇野 剛史氏 (徳島大学大学院ソシオ・アーツ・アンド・サイエンス研究部准教授) にご講演いただいた。 現実の問題におけるモデル化や求解において、ソフトコンピューティングは有効な技術の一つとして広く用いられている. 本講演では、競合市場や多重意思決定など様々な状況下での最適化問題における研究成果を紹介いただいた。	21名
平成 25 年 11 月 2 日 11 月 16 日	IC 回路設計研究会 グループ	「CMOS による IC 設計講習会」講習会 講習内容: CMOS によるオペアンプの IC レイアウト設計(2 日間) (1) CMOS IC の基本的物理構造と動作説明 (2) 設計ツールによるコンタクトセル、 トランジスタセ ルの設計 (3) インバータ等の設計 (4) オペアンプの基本構造 (5) オペアンプのレイアウト設計	20名
平成 25 年 11 月 15 日	光学計測グループ	不可視光である赤外線による新たな画像情報取得を目指す為には、赤外線アレイセンサーの低価格化や高機能化が必須となります。本技術交流会では、赤外線アレイセンサーの基礎から応用、また市場動向による今後の低価格化などに関して、連続的に講演会を開催して参りました。本特別講演会では、宇宙応用を具体的な事例としてフォーカスして、更に、分光による成分情報の遠隔取得に関する高機能化に関してもご講演いただいた。	31名
平成 25 年 11 月 21 日	海域環境保全	全国の津波避難ビルの現状に対する調査と、その結果を 踏まえての避難ビルが抱える問題や課題及び南海トラフ 沿いの地域における避難ビル指定の現状、先進的な事例 にみられる取組みについてご講演頂いた。	13名

平成 25 年 12 月 13 日	低温乾燥農産食品 研究会	東京デリカフーズ(株)の有井雅幸様にお越しいただいた。業務用青果物卸の東京デリカフーズは、「旬の野菜」がおいしくて健康にもよいことを科学的に示す「健康機能」をわかりやすく表示するため、評価基準「デリカスコア」を独自開発した。野菜の持つ「ちから」の数値化ともいえる「見える化」で野菜消費はどこまで拡大するか。 講演では、現在の野菜の市場動向と、野菜評価基準デリカスコアについて解説していただいた。参加者からは機能性野菜の摂取の仕方についてや、糖尿病以外への効果について質問があった。	52名		
平成 26 年 1 月 26 日	バイオマテリアル 工学研究会 グループ	アンチエイジングやアトピー対策のためのアンミュー化粧品に配合されている世界初の機能性化粧品成分 ILG (イソリクイリチゲニン) について実演を交えながらご説明いただいた。 後半の坂本様の講演では、肌をきれいにする要素、5大老化について説明していただき、ILG 化粧品の使用方法について実演を交えつつご講演いただいた。	22 名		
平成 26 年 2 月 6 日	PM 技術交流 グループ	プロジェクトマネジメント学会四国支部では、平成26年2月6日(木)、香川大学幸町北キャンパスにおいて、四国支部総会に引き続き、第12回年次研究大会を開催いたしました。年次研究大会には、㈱オージス総研ソリューション開発本部データアナリシス部部長の吉田隆光様に招待講演にお越しいただきました。板倉支部長の挨拶に続き、吉田様による招待講演、四国支部会員による4件の発表がありました。講演・発表の質疑応答では活発な意見交換が行われ、充実したものとなりました。年次研究大会終了後は会場を移して、懇親会が開かれ、ここでも活発な意見交換をすることができました。	37名		
平成 26 年 2 月 15 日	IC 回路設計研究会 ケール・ファ	MOS によるオペアンプのレイアウト設計 (1)3 種類の抵抗のレイアウト設計 (2)2 種類の容量のレイアウト設計 (3)レイアウト設計における抵抗・容量の算出事例	2名		
平成 26 年 3 月 8 日	バイオマテリアル 工学研究会 グループ	ILG を可溶化・均一分散化することにより、アンチエイジング及びアトピー対策のために重要な多くの機能を複合的に付加した全く新しいコンセプトの化粧品(エストフェアンミュー美容液、エストフェアンミュー化粧水、エストフェアンミュークリーム)を商品化することができました。 後半の坂本様の講演では、肌をきれいにする要素、5大老化について説明していただき、ILG 化粧品の使用方法について実演を交えつつご講演いただきました。	13名		
平成 25 年度総出席者数 3					

開催日	グループ名	研究会概要			
平成 26 年 5 月 10 日 5 月 24 日	IC 回路設計研究会 グループ	講習内容: CMOS IC における 4bit CPU のレイアウト設計 (2 日間) (1) CMOS IC の基本的動作説明 (2) 物理構造の説明 (3) 設計ツールを使ったコンタクトセル、 トランジスタセルの設計 (4) インバーターの設計と半加算器・全加算器設計への応用 (5) 4bit CPU の基本設計 (6) 東大 VDEC の自動配線ツールを用いた 4bit CPU のチップレベル設計	各日 20 名		

平成 26 年 5 月 29 日	PM 技術交流 グループ	「東北大震災の被害と建物の耐震設計」と題し、香川大学工学部松島学氏にご講演いただいた。東北大震災は、津波地震と言われ、建物の被害には目が行っていないように思われる。本地震被害では、1991 年以降に建築された建物の被害は少なく、それ以前の建物の被害が多く見られたのが特徴。特に、非構造部材の被害が顕著で、天井の落下、壁部材の剥落等が大きな問題となっている。本講演は、初めに東北大震災の被害の状況を説明し、それを踏まえて、耐震設計法の考え方を論じていただいた。講演後質疑応答が行われた。	24 名
平成 26 年 6 月 22 日	バイオマテリアル 工学研究会 グループ	アンチエイジングやアトピー対策のためのアンミュー化粧品に配合されている世界初の機能性化粧品成分 ILG (イソリクイリチゲニン) について、4 月に飛散した PM2,5 の話題に触れ、アトピーと接触性のアレルギーの違いについて実演を交えながらご説明いただいた。	11名
平成 26 年 7月8日	PM 技術交流 グループ	「IT プロジェクトに普遍の原理?」と題し、冨永 章氏にご講演していただいた。IT システム構築には、古くからの PM の知恵が今日でも多く継続しながら存在する。変化の速い今日ではさらに重要化したものもある。例を 10個挙げるなら、①IT の前提は業務の確定、②予算固定なら対象を調整、③大きいほど生産性は低下、④報告は現実と違いやすい、⑤自己流手法は問題を作る、⑥未確定作業の WBS は書、⑦拙速プログラムは高くつく、⑧テスト不足?実は設計ミス、⑨ソフト製品選択は普及数で、⑩早過ぎる基準設定は足枷。うち②、④、⑥、⑧、⑩は、IT の PM に限らず、何にも共通の PM の古典的な知恵である。10 例を中心に、今日的な事例を交えながら検討することにより、皆様の今後のプロジェクトに役立つべく、他山の石としてみたい。講演後質疑応答が行われた。	24 名
平成 26 年 7月 27日	バイオマテリアル 工学研究会 グループ	アンチエイジングやアトピー対策のためのアンミュー化 粧品に配合されている世界初の機能性化粧品成分 ILG (イ ソリクイリチゲニン) について、実演を交えながらご説 明いただいた。後半の佐野様からは、艶髪を保つ手入れ の仕方や、それを維持する方法についてお話いただいた。	18名
平成 26 年 10 月 19 日	バイオマテリアル 工学研究会 グループ	アンチエイジングやアトピー対策のためのアンミュー化粧品に配合されている世界初の機能性化粧品成分 ILG (イソリクイリチゲニン) について、実演を交えながらご説明いただいた。今年の春に飛散した PM2.5について、体内への影響などもお話いただき、聴講者からは熱心な質問があり、体内から排出するためにどうすればいいかなど説明された。	17名
平成 26 年 10 月 28 日	PM 技術交流 グループ	講師に山下 和宏氏 (株式会社 STNet 情報システム本部 システム開発部 マネージャー)を招き、「新入社員の早期戦力化へのアプローチ」と題して、IT企業では、人材は最も重要な資源であり、技術力の高い人材を確保し育成することは、どの企業においても課題となっている。この課題への対応の一例として弊社が平成25年度から実施している、新入社員教育を通じて早期に戦力化するための工夫について紹介いただいた。	29 名
平成 26 年 11 月 1 日	IC 回路設計研究会 グループ	A. LSI デザインの山田明宏様とエヌ・ベックの西山克巳氏に「IC の設計と活用」と題してご講演いただいた。高価な IC を設計使用するのではなく、安価(枯れたプロセス)な IC で特徴ある製品(IC 設計・開発は手段であって、目的ではない)を生み出すきっかけをお話しいただいた。また、測定指導では昨年秋に電子情報通信学会四国支部の講習会で設計した4bitCPUの IC を実際に測定した。	20 名

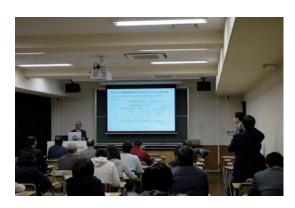
平成 26 年 12 月 6 日	バイオマテリアル 工学研究会 グループ	アンチエイジングやアトピー対策のためのアンミュー化粧品に配合されている世界初の機能性化粧品成分 ILG (イソリクイリチゲニン) について、実演を交えながらご説明いただいた。後半の美容講座では、講師の佐野氏より今流行の眉の書き方について肌のお手入れ方法とともに解説いただいた。	11名
平成 26 年 12 月 9 日	PM 技術交流 グループ	大和田 昭邦氏 (株式会社 DynaxT 代表取締役)を招き、「失敗学の研究」と題し、大和田先生の過去ソフトウェア開発の失敗を分析した事例をお話いただいた。 続いて、板倉 宏昭氏(香川大学大学院地域マネジメント研究科 研究科長)より、「地域資源ベースの(超)産業戦略一神山町を事例として一」と題し、神山町、上勝町、馬路村の内部力、外部力の分析をお話いただいた。講演後、質疑応答が行われた。	26 名
平成 26 年 2 月 9 日	地域空間情報 グループ	「情報セキュリティ・プロジェクトにおけるリスクのマネジメント」 佐藤 直樹(和歌山大学) 「オフショア開発を成功に導くプロジェクトマネジメントの追求」 岡田 和宏(中央コンピューター株式会社) 「能動的人材育成の試み」 小林郁典・古田昇・多田哲生(徳島文理大学) 「農業 ICT 戦略:スマートアプリの開発・検証」 塩津貴大・澄川 慎一朗・津川 翔丞(香川大学大学院地域マネジメント研究科) 「公共インフラの 維持管理に関わる官民連携モデル の構築について 」 神原 孝行(五星) 「QCT向上の為のプロジェクト」 行成 俊隆・古川友樹 (株式会社DynaxT)	39 名
平成 26 年 3 月 9 日	低温乾燥農産食品 研究会	食品に含有されているポリフェノール類は、様々な生体 調節機能に関与する成分として注目されている。本講演 では、地域食料資源に豊富に含有されるポリフェノール を付加価値として活用する視点から、それらに関する最 新の話題と問題点について紹介していただいた。	31名
		平成 26 年度総出席者数	270名

技術交流グループによる共催活動

平成 25 年 7 月 26 日	PM学会四国支部研究会
平成 25 年 10 月 23 日	PM学会四国支部研究会
平成 25 年 11 月 27 日	PM学会四国支部研究会
平成 26 年 2 月 12 日	PM学会四国支部研究会
平成 26 年 5 月 29 日	PM学会四国支部研究会
平成 26 年 7 月 8 日	PM学会四国支部研究会
平成 26 年 10 月 19 日	PM学会四国支部研究会
平成 26 年 12 月 9 日	PM学会四国支部研究会
平成 27 年 2 月 19 日	PM学会四国支部年次研究大会

技術交流グループによる後援活動

平成 25 年 5 月 27 日	平成 25 年度第 1 回社会連携・知的財産センター・セミナー 大学研究者が知っておくべき知的財産法 〜守らなければならないルールと知的財産〜
平成 26 年 2 月 26 日	平成 25 年度第 2 回社会連携・知的財産センター・セミナー 中小企業はイノベーションにどう立ち向かうか -全国の事例にその秘訣を探る-
平成 26 年 5 月 15 日	平成 26 年度第 1 回社会連携・知的財産センターセミナー 大学研究者が知っておくべき知的財産法 〜守らなければならないルールと知的財産〜
平成 27 年 3 月 26 日	平成 26 年度第 2 回社会連携・知的財産センターセミナー 地域社会が求めるアカデミアの知の活用







バイオマテリアル工学研究会グループの様子

4. 産学官連携による研究開発の支援

(1)かがわ健康関連製品開発地域

平成23年度より香川県、かがわ産業支援財団、香川大学など産学官15機関が事前に策定した 「かがわ健康関連製品開発地域構想」に基づき、香川県地域で取り組んできた基盤技術を活用し て、健康関連分野での市場ニーズに応じた製品開発を行い、新たな産業創出を目指す取組みをス タートしました。

また文部科学省地域イノベーション戦略支援プログラムに採択されたことでこれまでに香川県 内で取り組んできた健康関連の研究開発の成果や、地域のリソースを効果的に活用することで、 成長市場である健康関連分野での事業化への展開を目指しています。

主には赤外分光イメージング技術や微細構造デバイス(MEMS)技術を応用しての生体情報を 測定する診断機器開発や高機能大腿義足等の医療等でのサポートシステムの開発、食による健康 を目指した製品の開発等を中心に開発を進めています。

また科学技術振興機構地域産学官共同研究拠点整備事業やナノテクプラットフォームによる研 究機器の共用、人材育成(源内ものづくり塾)等と連携し、ヒトとモノの両方を大学主導で地域 に還元させる仕組みを確立させます。

MEMS技術等で培った成果を成長市場である健康関連分野での事業化へと展開!



研究開発

製品開発

商品化



研究開発施設

参画機関との共同研究、人材育成

総合調整機関

機器の共用化、人材育成、 医工の共同研究開発による 新産業の創出、地域振興

県内15機関が参画

総合調整機関:かがわ産業支援財団

地域イノベーション 戦略支援プログラム

地域産学官 共同研究拠点 整備事業

ナノテク ブラットフォーム

主幹研究機関:香川大学

研究ユニット

健康関連分野で事業化が有望 なテーマの研究を推進

戦略ユニット

戦略の立案と事業化推進 情報の提供

地域連携・人材育成ユニット

地域連携・人材育成・地域産学官 共同研究拠点運営

国際技術動向調査ユニット

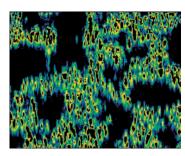
市場・特許・技術動向・ニーズな ど調査し、技術シーズの市場可 能性を評価



小指サイズの分光イメージング



透過型の相対位相シフター



赤血球の干渉強度分布

(2)21 世紀源内ものづくり塾

本事業は香川のものづくり企業の活力を維持し、持続的な発展を図るため、単に技術がわかるだけでなく、マーケティングやビジネスプラン等経営マネジメントも養成する実践的なプログラムにより、次代の経営を担う人材、イノベーションの原動力となる人材、製品の企画・開発をリードする人材、ベンチャーを指向する人材等を育成することを目的としています。

具体的な取組みとして「座学」では、約半年にわたり工学や生命科学と言った先端分野について技術の使われ方やシステム化の手法等について幅広く理解を深め、次の「課題研究」では約 1 年半の間に塾生が自ら抱えている業務上の身近な問題や会社の長年の懸案事項等をテーマに設定し、これを指導教員の指導を定期的に受けながら解決を目指して取り組み、問題解決能力やコミュニケーション能力を養います。

さらに、MOT (技術経営)では、経営がわかる技術者を目指し、個別指導の機会を十分にとり ビジネスマインドを磨きます。また健康関連製品の開発を目指す塾生には医用機器開発に求めら れる品質安全、最先端の医療機器開発の技術やビジネス、薬事法等の知識についたプログラムを 新たに用意しました。

この活動は文部科学省地域再生人材創出拠点事業を基に、現在は香川県が平成 25 年度に策定した「香川県産業成長戦略」の産業人材の育成事業の一環として実施しており、育成システムの運営を香川大学が行い、徳島文理大学(香川校)、香川高等専門学校など連携する大学や高等専門学校と相互に調整・協力しながら実施しています。

(3)ナノテクプラットフォーム事業

「ナノテクノロジープラットフォーム事業」は、ナノテクノロジーに関する最先端の研究設備 とその活用のノウハウを有する機関が緊密に連携し、全国的な設備の共用体制と共同構築を目指 す事業です。

本事業を通じ、産学官の多様な利用者による設備の共同利用を促進し、産業界や研究現場が有する技術的課題の解決へのアプローチを提供するとともに産学官連携や異分野融合を推進します。 香川大学ではナノ・マイクロデバイスの研究開発と様々な分野への応用に注力しており、国際競争力を持つ基礎研究プロジェクト、四国地方の企業を中心とした共同研究・地域人材育成事業などを実施し、学会発表による各種表彰から製品実用化までの広範囲の成果に結びついています。

また地域イノベーション事業との連携により高度な共同研究へと発展しています。



電子線描画装置(エリオニクス社製 ELS-7500EX)



クリーンルーム: クラス1000、70m²

(4)四国産学官連携イノベーション共同推進機構

平成 25 年度より文部科学省の国立大学改革強化推進事業の1つとして『四国産学官連携イノベーション共同推進機構(略称:SICO)』が発足しました。

四国の国立大学、徳島大学・鳴門教育大学・香川大学・愛媛大学・高知大学にサテライトオフィスを設置し、各大学が保有する高度な"知財"や"技術"を用いての四国地区の国立 5 大学が個々の枠を超えて産学官連携活動を行うことで、さらなるビジネスの種を生み出し、新たな技術や研究成果を欲している企業と大学を繋ぎ、新事業を創出することで大学の知財を活用し、研究活動の活性化と地域社会の発展を目指していきます。

これにより技術移転に関わる四国地区5国立大学共同実施体制が構築され、これまで単独の大学では実施が困難であったより高度な知的財産の評価・実証活動(Proof Of Concept 等)を共同して実施することにより、各大学が保有する知的財産の経済価値を高め、技術移転の経済的規模を拡大するためのマーケティング活動の充実やスタートアップ企業の創出支援等の諸活動を実施します。

併せてこれまで単独では活動が困難であった海外に向けた技術移転活動を活発化させると共に 共同組織としてのメリットを活かした業務の効率化とコストの節減が可能となります。



サテライトオフィス



5. 外部資金獲得支援による産学官連携研究の推進

(1)各種公募事業等に係る申請書の作成支援

平成 25 年度

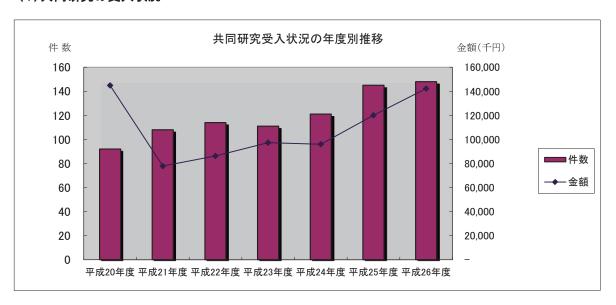
事 業 名	配分機関	採択 件数
研究成果展開事業(A-STEP)シーズ顕在化	科学技術振興機構	0
研究成果展開事業(A-STEP)探索タイプ	科学技術振興機構	4
知財活用促進ハイウェイ「大学特許価値向上支援」	科学技術振興機構	1
大学発新産業創出拠点プロジェクト(START)	科学技術振興機構	0
地域中小企業イノベーション創出補助事業	四国経済産業局	0
戦略的基盤技術高度化支援事業(サポイン)	四国経済産業局	0
地域産学連携支援委託事業(事業化可能性調査)	公益社団法人農林水産·食 品産業技術振興協会	1
農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業 「実用技術開発ステージ」(現場ニーズ対応型)	農林水産省	1
農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業「実用技術開発ステージ」(緊急対応研究課題)	農林水産省	0
民間連携新技術研究開発事業(新技術研究開発)	農林水産省	0
百十四銀行学術文化振興財団 産業・学術部門助成	百十四銀行	1
健康関連産業創出支援事業費補助金	香川県	1
三豊市がんばる企業応援事業補助金	三豊市	2
香川大学内競争的資金(リーディングリサーチグループ申請)	香川大学	1
香川大学内競争的資金(地域連携推進経費への申請)	香川大学	0
南海育英会教育研究助成	公益財団法人南海育英会	1

平成 26 年度

事業名	配分機関	採択 件数
研究成果展開事業(A-STEP)シーズ顕在化	科学技術振興機構	0
研究成果展開事業(A-STEP)探索タイプ	科学技術振興機構	3
中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業	経済産業省	1
地域産学連携支援委託事業(事業化可能性調査)	農林水産省	1
戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE)	総務省	1
百十四銀行学術文化振興財団 産業・学術部門助成	百十四銀行	3
香川大学内競争的資金	香川大学	2
科学研究費助成事業(科研費)	日本学術振興会	3
かがわ中小企業応援ファンド事業	かがわ産業支援財団	1
攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業	農林水産省	0
農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業 「実用技術開発ステージ」(現場ニーズ対応型)	農林水産省	0

6. 共同研究・受託研究等の受入状況

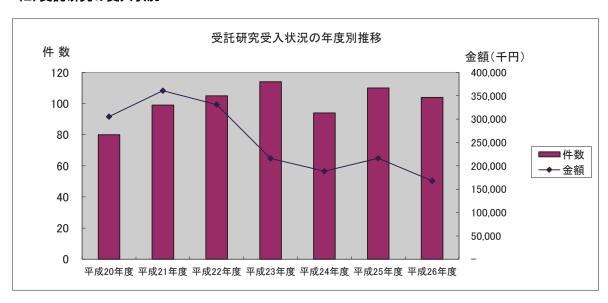
(1)共同研究の受入状況



	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
受入数	92	108	114	111	121	145	148
金額(単位:千円)	144,882	77,846	86,234	97,315	95,999	120,048	142,236

※平成25年度社会連携・知的財産センターが関与した件数(41件) ※平成26年度社会連携・知的財産センターが関与した件数(45件)

(2)受託研究の受入状況

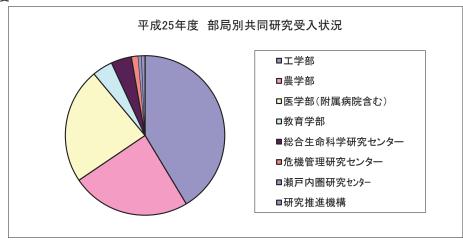


	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
受入数	80	99	105	114	94	110	104
金額(単位:千円)	305,426	360,910	331,193	215,884	188,520	216,238	167,801

※平成25年度社会連携・知的財産センターが関与した件数(21件) ※平成26年度社会連携・知的財産センターが関与した件数(10件)

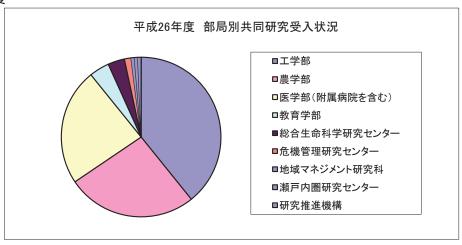
(3)部局別共同研究の受入状況

平成25年度



学部等	件数
工学部	60
農学部	35
医学部(附属病院含む)	34
教育学部	6
総合生命科学研究センター	6
危機管理研究センター	2
瀬戸内圏研究センター	1
研究推進機構	1
計	145

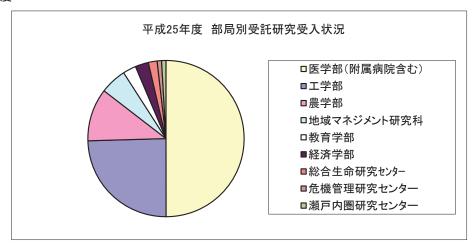
平成26年度



学部等	件数
工学部	58
農学部	39
医学部(附属病院を含む)	35
教育学部	6
総合生命科学研究センター	5
危機管理研究センター	2
地域マネジメント研究科	1
瀬戸内圏研究センター	1
研究推進機構	1
計	148

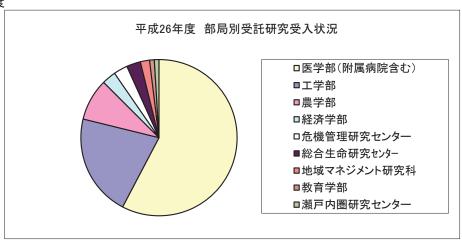
(4)部局別受託研究の受入状況

平成25年度



学部等	件数
医学部(附属病院含む)	55
工学部	27
農学部	12
地域マネジメント研究科	6
教育学部	3
経済学部	3
総合生命研究センター	2
危機管理研究センター	1
瀬戸内圏研究センター	1
計	110

平成26年度

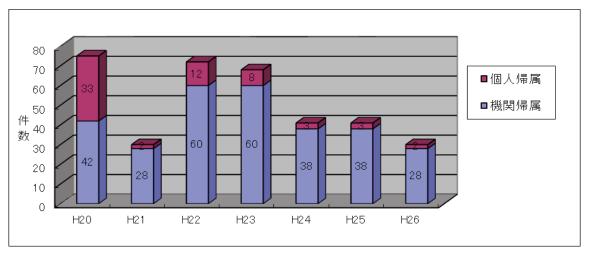


件数
60
22
9
3
3
3
2
1
1
104

7. 発明、特許出願状況等

(1)発明件数、特許等出願件数

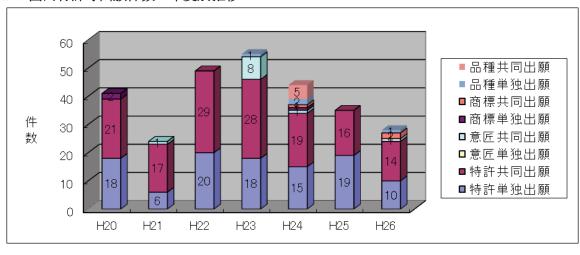
a. 発明届出件数の年度別推移



区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H5~総数
機関帰属	42	28	60	60	38	38	28	610
個人帰属	33	2	12	8	3	3	2	170
合計	75	30	72	68	41	41	30	780

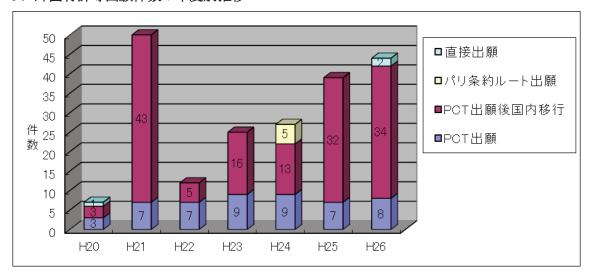
*機関帰属(大学が権利を承継)、個人帰属(大学が権利を非承継)

b. 国内特許等出願件数の年度別推移



区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H5~総数
特許単独出願	18	6	20	18	15	19	10	211
特許共同出願	21	17	29	28	19	16	14	287
意匠単独出願								4
意匠共同出願		1		8	1		1	11
商標単独出願	2				1			6
商標共同出願					1		2	3
品種単独出願				1	2		1	6
品種共同出願					5			6
合計	41	24	49	55	44	35	28	534

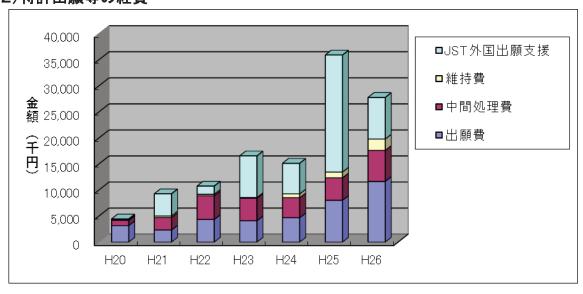
c. 外国特許等出願件数の年度別推移



区 分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H5~総数
PCT 出願	3	7	7	9	9	7	8	91
PCT 出願後国内移行	3	43	5	16	13	32	34	205
パリ条約ルート出願					5			12
直接出願	1						2	6
合計	7	50	12	25	27	39	44	314

^{*} P C T 出願後国内移行は、日本国内移行も含む。

(2)特許出願等の経費

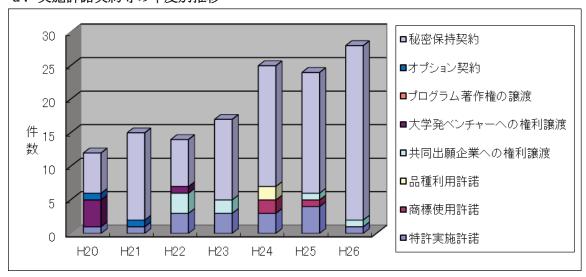


区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H16~合計 (千円)
出願費	3,182	2,329	4,345	4.100	4,682	8,029	11,663	52,675
中間処理費	1,007	2,395	4,560	4,352	3,847	4,326	5,954	29,310
維持費	166	312	295	119	741	1,110	2,179	5,045
JST 外国出願支援	99	4,246	1,565	7,993	5,870	22,459	7,983	54,163
合計	4,454	9,282	10,765	16,564	15,140	35,924	27,779	141,193

^{*}直接出願は、米国仮出願も含む。

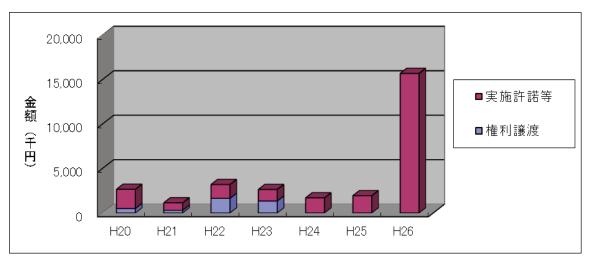
(3)ライセンス契約、収入

a. 実施許諾契約等の年度別推移



区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H16~総数
特許実施許諾	1	1	3	3	3	4	1	22
商標使用許諾					2	1		4
品種利用許諾					2			3
共同出願企業への権利譲渡			3	2		1	1	17
大学発ベンチャーへの権利譲渡	4		1					26
プログラム著作権の譲渡								2
オプション契約	1	1						3
秘密保持契約	6	13	7	12	18	18	26	103
合計	12	15	14	17	25	24	28	185

b. 知的財産収入の年度別推移



区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H16~合計 (千円)
権利譲渡	500	300	1,638	1,342	0	0	0	6,700
実施許諾等	2,161	840	1,565	1,301	1,696	1,944	15,679	27,080
合計	2,661	1,140	3,203	2,643	1,696	1,944	15,679	33,780

(4)大学単独所有の公開特許

No.	整理番号	公開番号	公開日	発明の名称
1	703	特開 2015-080790	H27.4.27	中空金属球群、その製造方法および衝撃吸収用構造材
2	697	特開 2015-071506	H27.4.16	ニオブ酸系強誘電体の配向性薄膜とその作製方法
3	684	特開 2015-033349	H27.2.19	キノコ栽培キットおよびキノコ栽培方法
4	691	特開 2015-031549	H27.2.16	細胞空間分画装置および微細構造刃
5	730	特開 2014-240957	H26.12.25	プラズモン導波路素子、およびその作成方法方法
6	689	特開 2014-230659	H26.12.11	スネア
7	675	特開 2014-211407	H26.11.13	植物水分動態センサ
8	704	特開 2014-094273	H26.5.22	内視鏡フード、内視鏡、内視鏡用圧力センサおよび組織サイ ズ測定方法
9	663	特開 2014-030669	H26.2.20	組織回収器具
10	658	特開 2014-019238	H26.2.3	人工衛星
11	618	特開 2013-244192	H25.12.9	領域確保用器具
12	589	特開 2013-212260	H25.10.17	膝継手
13	635	特開 2013-183896	H25.9.19	膝継手
14	637	特開 2013-183895	H25.9.19	領域確保用器具および領域確保用器具を備えた内視鏡
15	644	特開 2013-178418	H25.9.9	MEMS光学部品
16	640	特開 2013-177348	H25.9.9	TPRモチーフタンパク質の機能の調節方法、TPRモチーフタンパク質の機能調節物質のスクリーニング方法、および機能調節物質
17	645	特開 2013-170896	H25.9.2	触覚センサ
18	674	特開 2013-147639	H25.8.1	糖ペプチドの製造方法、糖アミノ酸の製造方法および糖タンパク質の製造方法
19	590	特開 2013-112999	H25.6.10	スラブにおける開口補強構造
20	656	特開 2013-064123	H25.4.11	ジャトロファ抽出物、抗酸化剤および抗酸化剤の製造方法
21	654	特開 2012-229204	H24.11.22	抗アレルギー剤
22	550	特開 2012-181060	H24.9.20	分光特性測定装置及びその校正方法
23	472	特開 2010-280147	H22.12.16	撥水撥油防汚性透明部材及びその製造方法並びにそれらを 用いた物品
24	306	特開 2008-302564	H20.12.18	蛍光体微粒子膜及びその製造方法、並びに蛍光体微粒子膜 を用いた表示装置
25	JP538	再表 2012/118079	H26.7.7	光学特性測定装置及び光学特性測定方法

注)みなし取り下げ、拒絶査定が確定したもの等を除く ※H27年3月31日現在において公開中のもの

(5)大学所有の登録特許

No.	整理番号	特許番号	登録日	 発明の名称
1	726	特許第 5515069 号	H26.9.12	天井補強具
2	JP664	特許第 5690986 号	H27.2.13	害虫集積装置および害虫集積方法
3	JP625	特許第 5637488 号	H26.10.31	分光特性測定装置及び分光特性測定方法
4	714	特許第 5605927 号	H26.9.5	抗シワ用、コラーゲン収縮用、ヒアルロン酸増加用、細胞増殖 用の美顔器・美容器
5	489-2	特許第 5709148 号	H27.3.13	色素化合物及びその製造方法、並びに着色料
6	653	特許第 5118777 号	H24.10.26	末梢神経検査装置
7	634	特許第 5660545 号	H26.12.12	光学式ガスセンサ
8	605	特許第 5684086 号	H27.1.23	物理量計測システム
9	525-a	特許第 5660500 号	H26.12.12	耐摩耗性超撥水撥油防汚性ガラスとその製造方法並びにそれらを用いたガラス窓、太陽エネルギー利用装置、光学機器および表示装置
10	582	特許第 5719644 号	H27.3.27	植物の細菌病害防除剤および細菌病害防除方法
11	583	特許第 5719643 号	H27.3.27	植物の菌類病害防除剤および菌類病害防除方法
12	557	特許第 5704558 号	H27.3.6	人工魚礁
13	527	特許第 5699392 号	H27.2.27	領域確保用器具および領域確保用器具を備えた内視鏡
14	534	特許第 5317298 号	H25.7.19	分光計測装置及び分光計測方法
15	537	特許第 5636227 号	H26.10.24	地盤立体表示システム
16	510	特許第 5709157 号	H27.3.13	糖鎖の製造方法
17	530	特許第 5532324 号	H26.5.9	送信装置、受信装置、送信方法、受信方法およびプログラム
18	294-2	特許第 5137270 号	H24.11.22	鉄筋コンクリート構造物の腐食劣化進行予測方法
19	391-2	特許第 5261553 号	H25.5.2	半導体装置およびその製造方法
20	520	特許第 5569682 号	H26.7.4	石炭灰を原料とする魚礁・藻礁ブロックおよび魚礁・藻礁の形成方法
21	494	特許第 5569928 号	H26.7.4	アルドースまたはその誘導体のシッフ塩基の製造方法、およ びアルドースまたはその誘導体の製造方法
22	499	特許第 4505610 号	H22.5.14	ガーゼ保持具
23	497	特許第 5540350 号	H26.5.16	ポリフェノールを高濃度に含有する、渋み・苦味をマスキングし たオリーブ葉エキスの製造法
24	496	特許第 5581472 号	H26.7.25	結晶粒子形状を制御したチタン酸バリウムの製造方法
25	482	特許第 5331601 号	H25.8.2	光学的計測装置

No.	整理番号	特許番号	登録日	発明の名称
26	473	特許第 5564658 号	H26.6.27	表示装置用透光性部材とその製造方法並びにそれらを用い た表示装置及び物品
27	436	特許第 5641498 号	H26.11.7	撥水撥油性透明部材とその製造方法及びそれらを用いた物 品
28	507	特許第 4779084 号	H23.7.15	マイクロニードルおよびその製造方法と金型
29	435	特許第 5688649 号	H27.2.6	撥水撥油性部材とその製造方法及びそれらを用いた物品
30	447	特許第 5337971 号	H25.8.16	防汚性抗菌防黴被膜及びその製造方法、並びにそれらを用いた製品
31	448	特許第 5572803 号	H26.7.11	撥水撥油防汚性ガラスとその製造方法並びにそれらを用いた ガラス窓、太陽エネルギー利用装置及び光学機器
32	475	特許第 5618119 号	H26.9.26	テラヘルツ光検出素子および光学設備
33	445	特許第 5403660 号	H25.11.8	高強度鋼板およびその製造方法
34	469	特許第 4932865 号	H24.2.24	イソリクイリチゲニンの持続可能な可溶化および均一分散化
35	474	特許第 5267940 号	H25.5.17	板状チタン酸カリウムリチウムの製造方法
36	713	特許第 5599570 号	H26.8.22	不均一系触媒を用いたアリール誘導体の製造方法
37	468	特許第 5360549 号	H25.9.13	色素増感型太陽電池およびそれに用いる二酸化チタンナノ粒 子の製法
38	433	特許第 5458272 号	H26.1.24	可視光域で透明な表示装置用防汚性フェースプレートとその 製造方法及びそれらを用いた表示装置及び物品
39	432	特許第 5453591 号	H26.1.17	撥水撥油防汚性部材とその製造方法及びそれを用いた物品
40	549	特許第 5441396 号	H25.12.27	内視鏡用縫合装置及び内視鏡用縫合装置を用いて行う胃壁 切開部縫合方法
41	466	特許第 5463559 号	H26.1.31	カビの生理活性調整剤およびその利用方法
42	489	特許第 5487795 号	H26.3.7	色素化合物及びその製造方法、並びに着色料
43	422	特許第 5315549 号	H25.7.19	防汚性抗菌防黴被膜及びその製造方法、並びにそれらを用いた製品
44	451	特許第 5218974 号	H25.3.15	光偏向ミラー、光偏向ミラーの製法および光偏向器
45	JP42- 2	特許第 5330976 号	H25.8.2	D-アロースの生理活性作用の利用への使用
46	JP401 -2	特許第 5099378 号	H24.10.5	養殖魚類腸管絨毛増殖促進体重増加剤と養殖魚類体重増加 飼料
47	419	特許第 5366474 号	H25.9.20	D-アロースを有効成分とする植物のジベレリンシグナル経路 抑制剤およびその利用
48	391	特許第 4881351 号	H23.12.9	半導体装置およびその製造方法
49	387	特許第 4742375 号	H23.5.20	衝撃吸収用の鈴形中空金属球、その製造方法および衝撃吸収用構造材
50	400	特許第 5190940 号	H25.2.8	抗菌防黴被膜及びその製造方法、並びにそれらを用いた製品

No.	整理番号	特許番号	登録日	発明の名称
51	416	特許第 5322206 号	H25.7.26	3次元形状の計測方法および装置
52	388	特許第 4359702 号	H21.8.21	中空構造体およびその製造方法
53	402	特許第 5356704 号	H25.9.6	希少糖を含む二糖類の生産方法
54	398	特許第 5344211 号	H25.8.23	肝癌マーカー
55	395	特許第 5515057 号	H26.4.11	コラーゲン分解酵素を産生する低温細菌、コラーゲン分解酵素、その製造方法、およびその酵素を用いた軟化食肉の製造方法
56	476	特許第 5465442 号	H26.1.31	光学的計測装置
57	392	特許第 4936559 号	H24.3.2	ヒ素除去剤
58	573	特許第 5661984 号	H26.12.12	直鎖状化合物伸長用基板および方法
59	321	特許第 5326086 号	H25.8.2	太陽エネルギー利用装置及びその製造方法
60	362-b	特許第 4758405 号	H23.6.10	センサ素子および物理センサ装置
61	399	特許第 5527570 号	H26.4.25	テラヘルツ光源
62	362-a	特許第 5193541 号	H25.2.8	角速度検出装置
63	358	特許第 4858914 号	H23.11.11	射出装置
64	369	特許第 5077747 号	H24.9.7	磁性流体とその製造方法並びに磁性流体を用いた磁性流体 軸受装置及び磁気シール装置
65	367	特許第 5222505 号	H25.3.15	微小物体の光学的計測装置
66	103-2	特許第 4712857 号	H23.4.1	傾斜構造体の製造方法、レンズ金型の製造方法およびレンズ の製造方法
67	312	特許第 4982640 号	H24.5.11	配線及びその製造方法並びに配線を用いた電子部品及び電 子機器
68	313	特許第 5002799 号	H24.6.1	電極及びその製造方法、リード配線及びその接続方法、並び にそれらを用いた電子部品及び電子機器
69	311	特許第 5082057 号	H24.9.14	導電性ペーストとその製造方法、配線とその製造方法、並び にそれらを用いた電子部品及び電子機器
70	361	特許第 5078004 号	H24.9.7	分光計測装置及び分光計測方法
71	360	特許第 5120873 号	H24.11.2	分光計測装置及び分光計測方法
72	319	特許第 5572802 号	H26.7.11	接着方法並びにそれを用いて作製したバイオケミカルチップ 及び光学部品
73	310	特許第 5315547 号	H25.7.19	接着方法並びにそれを用いて作製したバイオケミカルチップ 及び光学部品
74	317	特許第 5526331 号	H26.4.25	反射防止膜およびその製造方法。
75	318	特許第 5343226 号	H25.8.23	撥水性ガラス板、それを用いた乗り物および建築物の窓ガラス、ならびに撥水性ガラス板の製造方法

No.	整理番号	特許番号	登録日	発明の名称
76	352	特許第 4395572 号	H21.10.30	形状記憶合金の機械振動を情報伝達手段とする触覚による 情報伝達装置
77	309	特許第 5235059 号	H25.4.5	光センサーおよびその製造方法
78	308	特許第 5374674 号	H25.10.4	太陽電池およびその製造方法
79	307	特許第 5487460 号	H26.3.7	シリコン微粒子とその製造方法およびそれらを用いた太陽電 池とその製造方法
80	353	特許第 4949106 号	H24.3.16	人物追跡装置、人物追跡方法およびそのプログラム
81	338	特許第 5347125 号	H25.8.30	撥水撥油防汚性反射防止膜およびその製造方法ならびにレンズ、ガラス板、ガラス、光学装置、太陽エネルギー利用装置 およびディスプレイ
82	339	特許第 5347124 号	H25.8.30	撥水撥油防汚性反射防止膜とその製造方法およびそれを形成したレンズやガラス板、ガラス、およびそれらを用いた光学 装置および太陽エネルギー利用装置、ディスプレイ
83	351	特許第 5358802 号	H25.9.13	新規な希少糖脂肪酸ジエステルの製造方法
84	316	特許第 5611503 号	H26.9.12	パターン状の絶縁性微粒子膜およびその製造方法ならびに それを用いた電子部品、マイクロマシン、光学部品
85	315	特許第 5288432 号	H25.6.14	絶縁性微粒子膜およびその製造方法ならびに絶縁性微粒子 膜を用いたコンデンサー
86	299	特許第 5028619 号	H24.7.6	パターン状の微粒子膜およびパターン状の微粒子膜の製造 方法
87	335	特許第 5418870 号	H25.11.29	1-0-α-グルコピラノシルD-プシコースの製造方法
88	314	特許第 4993700 号	H24.5.18	保護膜およびその製造方法
89	297	特許第 5200244 号	H25.2.22	微粒子膜およびその製造方法
90	344	特許第 5228169 号	H25.3.29	植物の塊茎形成を制御するための塊茎形成制御ベクター、塊 茎形成が制御された植物の製造方法および植物
91	350	特許第 5204414 号	H25.2.22	極微小水滴を含有する油剤を用いた切削・研削加工方法
92	340	特許第 5105348 号	H24.10.12	Ca2+/カルモジュリン依存性プロテインキナーゼホスファタ ーゼの特異的阻害剤
93	324	特許第 5347123 号	H25.8.30	撥水撥油防汚性ガラス板およびその製造方法ならびにそれを 用いた乗り物および建築物
94	323	特許第 4929459 号	H24.2.24	撥水撥油防汚性ガラス板およびその製造方法ならびにそれを 用いた乗り物および建築物
95	296	特許第 4743076 号	H23.5.20	伸び及び伸びフランジ性に優れた高強度鋼板並びにその製造方法
96	295	特許第 4725973 号	H23.4.22	伸びフランジ性に優れた高強度鋼板並びにその製造方法
97	256	特許第 4613264 号	H22.10.29	表面特性解析装置、表面特性解析方法およびプローブユニット
98	294	特許第 4873472 号	H23.12.2	鉄筋コンクリート構造物の腐食劣化進行予測方法

No.	整理番号	特許番号	登録日	発明の名称	
99	286	特許第 5263857 号	H25.5.10	希少糖を植物のシュートの成長促進または調整へ利用する方法。	
100	289	特許第 4844969 号	H23.10.21	不斉還元触媒、その溶液、その調製方法並びにそれを用いた 光学活性アルコール類の製造方法	
101	322	特許第 5158535 号	H24.12.21	ラクトシルセラミドを有効成分とする医薬	
102	279	特許第 4171809 号	H20.8.22	外用剤塗布器具	
103	287	特許第 4822272 号	H23.9.16	食品または医薬品の芳香を改善する方法	
104	259	特許第 4840812 号	H23.10.14	透水試験機および透水試験方法	
105	271	特許第 5487418 号	H26.3.7	撥水撥油防汚性光反射板とその製造方法及びそれを用いた トンネル、道路標識、表示板、乗り物、建物。	
106	265	特許第 4654443 号	H23.1.7	太陽エネルギー利用装置とその製造方法	
107	264	特許第 4670057 号	H23.1.28	撥水撥油防汚性ガラス板及びその製造方法並びにそれを用いた輸送機器、建造物及び光学機器	
108	263	特許第 5331977 号	H23.8.9	太陽エネルギー利用装置とその製造方法	
109	359	特許第 4934817 号	H24.3.2	マイクロフロー型バイオセンサおよび希少糖の検出または定量への使用	
110	232	特許第 4806771 号	H23.8.26	ナノピンセット、把持力検出方法およびナノピンセットの駆動装置	
111	349	特許第 4152423 号	H20.7.11	点検業務に利用可能な評点式データシートに基づく健全性評価システム	
112	226	特許第 4696244 号	H23.3.11	圧力センサ、圧力検出装置および圧力検出方法	
113	179	特許第 5175442 号	H25.1.11	ヤーコン由来の抗ガン剤	
114	238	特許第 4753302 号	H23.6.3	超音波ボウフラ駆除装置	
115	209	特許第 5071955 号	H24.8.31	電極とその製造方法およびそれを用いたリード配線とその接 続方法およびそれらを用いた電子部品と電子機器	
116	206	特許第 4848502 号	H23.10.28	導電性ペーストとその製造方法およびそれらを用いた配線と その製造方法とそれらを用いた電子部品と電子機器	
117	245	特許第 4817363 号	H23.9.9	危険度評価システム	
118	231	特許第 4461277 号	H22.2.26	走査型プローブ顕微鏡装置および試料表面形状観察方法	
119	128	特許第 5196622 号	H25.2.15	触針式表面測定装置	
120	216	特許第 4868496 号	H23.11.25	太陽電池とその製造方法	
121	215	特許第 5087764 号	H24.9.21	シリコン微粒子とその製造方法およびそれらを用いた太陽電 池とその製造方法	
122	188	特許第 3975406 号	H19.6.29	構造物補修施工計画支援システム	
123	203	特許第 5240959 号	H25.4.12	薬剤とその製造方法	

No.	整理番号	特許番号	登録日	発明の名称	
124	201	特許第 4820988 号	H23.9.16	磁性微粒子とその製造方法およびそれらを用いた磁石とその 製造方法	
125	212	特許第 4521569 号	H22.6.4	磁気記録媒体とその製造方法およびそれを用いた磁気記録 読み取り装置。	
126	197	特許第 4792575 号	H23.8.5	撥水性ガラス板とその製造方法及びそれを用いた乗り物また はガラス窓	
127	196	特許第 5050190 号	H24.8.3	微粒子とその製造方法	
128	211	特許第 5167528 号	H25.1.11	化学吸着溶液	
129	569	特許第 4915994 号	H24.2.3	導電性セラミックス及びその製造方法並びに半導体製造装置 用部材	
130	161	特許第 4378532 号	H21.10.2	櫛歯型プローブの駆動装置、原子間力顕微鏡装置および変 位測定方法	
131	224	特許第 5030045 号	H24.7.6	希少糖を含有する二糖の製造方法	
132	189	特許第 5087763 号	H24.9.21	金属被膜を有するプラスチック成形体とその製造方法および それらを用いた物品	
133	290	特許第 5645183 号	H26.11.14	D-プシコースを含有する体重増加抑制性組成物およびその 利用方法	
134	291	特許第 5240810 号	H25.4.12	Dープシコースの血中Dーフラクトース濃度上昇抑制への使用	
135	292	特許第 5116072 号	H24.10.26	D-アロースの血糖上昇抑制効果の利用	
136	293	特許第 5116071 号	H24.10.26	D-アロースおよびD-プシコースの抗神経因性疼痛効果の 利用	
137	249	特許第 3975407 号	H19.6.29	防災事業計画支援システム	
138	163	特許第 4956816 号	H24.3.30	抗チロシンキナーゼ抗体およびその利用	
139	135	特許第 4787543 号	H23.7.22	光学シートの検査方法	
140	170	特許第 4456030 号	H22.2.12	ケーブルハーネス及びその製造方法	
141	125	特許第 3893470 号	H18.12.22	糖類の蛍光標識化方法、糖類の蛍光標識化装置	
142	183	特許第 4931036 号	H24.2.24	希少糖による植物生長調節剤	
143	145	特許第 4318179 号	H21.6.5	D-プシコースを含有する新規二糖類化合物及びその製造 方法	
144	144	特許第 4356992 号	H21.8.14	酵母の還元反応を用いたLータリトールの製造方法	
145	143	特許第 4412725 号	H21.11.27	微生物の還元反応を用いたL-ソルビトールの製造方法	
146	142	特許第 4423363 号	H21.12.18	D-プシコースを原料とするD-タリトールの新規な製造方法	
147	146	特許第 4497305 号	H22.4.23	運転者状態判定装置	
148	123	特許第 4505635 号	H22.5.14	ナノスケール物質およびその製造方法	

No.	整理番号	特許番号	登録日	発明の名称	
149	103-1	特許第 4296277 号	H21.4.24	傾斜構造体の製造方法およびこの方法で製造される金型用 母型	
150	184	特許第 4888937 号	H23.12.22	微生物増殖抑制への希少糖の使用	
151	9	特許第 4325450 号	H21.6.19	希少糖の特異的定量法	
152	3	特許第 4724824 号	H23.4.22	希少糖のTリンパ球の増殖抑制への使用	
153	4	特許第 4724823 号	H23.4.22	希少糖の神経細胞における保護作用を利用する予防薬、治 療薬、特定保健用食品	
154	5	特許第 4535238 号	H22.6.25	プシコースのレチノイン酸エステル及びその製造方法	
155	688	特許第 4474535 号	H22.3.19	立体形状測定及び分析装置	
156	15	特許第 3843299 号	H18.8.25	テザーに連結された機器の姿勢制御方式	
157	29	特許第 4538602 号	H22.7.2	血圧・血液粘度測定方法および血圧・血液粘度測定装置	
158	31	特許第 4373191 号	H21.9.11	携帯型聴診器	
159	50	特許第 4452876 号	H22.2.12	LKP2部分cDNAを用いた遺伝子導入による植物体の種子 収量、乾燥重量の制御	
160	104	特許第 4009720 号	H19.9.14	希少糖による植物病害抵抗性増幅剤	
161	106	特許第 3975274 号	H19.6.29	D-アロースの結晶化法による分別法とその大量生産への応 用	
162	194	特許第 4203628 号	H20.10.24	リン酸化された CaMIV を特異的に認識するモノクローナル抗体	
163	193	特許第 4235708 号	H20.12.26	カルモジュリン依存症リン酸化酵素Ⅱの活性断片	
164	192	特許第 4340749 号	H21.7.17	セリンートレオニンタンパク質リン酸化酵素を認識するモノクロ ーナル抗体	
165	94	特許第 3829151 号	H18.7.21	テザーに連結された機器の姿勢制御方式	
166	284	特許第 3870233 号	H18.10.27	回転数検出装置、物体計測システムおよび回転数検出方法	
167	114	特許第 4817136 号	H23.9.9	赤外線乾燥機用水性塗型剤及びその製造方法	
168	384	特許第 4555925 号	H22.7.30	立体形状測定装置	
169	113	特許第 4627841 号	H22.11.19	プシコースの分離方法	
170	119	特許第 3487963 号	H15.10.31	透明物体の検査方法	
171	118	特許第 3400859 号	H15.2.21	欠陥パターンの検出方法及びその装置	
172	117	特許第 3414844 号	H15.4.4	欠陥パターン種別判定方法およびその装置	
173	JP586	特許第 5512887 号	H26.4.4	成長因子アンカーリング型骨移植材料および成長因子アンカーリング型骨移植材料製造用キット	
174	JP651	特許第 5515069 号	H26.4.11	ペリレンテトラカルボン酸ビスイミド誘導体、n-型半導体、n-型半導体の製造方法、および電子装置	

No.	整理番号	特許番号	登録日	発明の名称	
175	JP641	特許第 5294181 号	H25.6.21	縫合装置	
176	JP500	特許第 5292655 号	H25.6.21	生体への情報伝達装置	
177	JP495	特許第 5458241 号	H26.1.24	微細構造体の作製方法	
178	JP513	特許第 5715046 号	H27.3.20	目的とするヘキソースを所定量含む原料糖とは異なる糖組成の糖組成物の製造方法および製造された糖組成物の用途	
179	JP504	特許第 5288315 号	H25.6.14	シクロブチルプリン誘導体、血管新生促進剤、管腔形成促進 剤、神経細胞成長促進剤および医薬品	
180	JP425	特許第 5521147 号	H26.4.18	マイクロニードルとその冶具	
181	JP401	特許第 4466969 号	H22.3.5	鶏用飼料添加増重剤と鶏用増重飼料	
182	JP365	特許第 5639759 号	H26.10.31	砂糖様味質をもつ新規甘味料、その製造法および用途	
183	JP341	特許第 5013492 号	H24.6.15	精製アントシアニンの製造方法	
184	JP342	特許第 4915877 号	H24.2.3	マイクロレンズ用金型、マイクロレンズおよびそれらの製法	
185	JP383	特許第 5358186 号	H25.9.6	デオキシケトヘキソース異性化酵素およびそれを用いるデオ キシヘキソースおよびその誘導体の製造方法	
186	JP329	特許第 5344466 号	H25.8.23	デオキシポリオール脱水素酵素産生能を有する微生物および その利用	
187	JP328	特許第 5103597 号	H24.10.12	耐熱性Lーリボースイソメラーゼとその製造方法並びに用途	
188	JP331	特許第 5633952 号	H26.10.24	希少糖のグルコキナーゼの核から細胞質への移行の促進化 剤としての機能の利用	
189	JP363	特許第 4942001 号	H24.3.9	D-プシコース含有甘味料およびそれを使用して得られた飲 食品など	
190	JP333	特許第 5283173 号	H25.6.7	希少糖を含む非う蝕性素材および抗う蝕剤	
191	JP332	特許第 5317055 号	H25.7.19	希少糖の筋萎縮性側索硬化症と関連した運動障害の発症ま たは進行の遅延への利用	
192	JP222	特許第 5158779 号	H24.12.21	D-アロースによる高血圧、心肥大発症抑制効果の利用	
193	JP288	特許第 4200223 号	H20.10.17	マイクロレンズ用金型、マイクロレンズおよびそれらの製法	
194	JP174	特許第 4873493 号	H23.12.2	DープシコースとDーアロースの糖質複合体結晶およびその 製造方法	
195	JP157	特許第 4631062 号	H22.11.26	ナノピンセットおよびこれを備える走査型プローブ顕微鏡	
196	JP101	特許第 5470597 号	H26.2.14	希少糖を利用した細胞・組織・臓器保存液及び該液を用いる 保存方法	
197	JP183	特許第 4931036 号	H24.2.24	植物または微生物への希少糖の使用	
198	JP42	特許第 4609845 号	H22.10.22	希少糖の生理活性作用の利用方法および希少糖を配合した 組成物	

(6)大学所有の登録商標

No.	整理番号	登録番号	登録日	対象商標/商品及び役務の区分 並びに指定商品又は指定役務	
1	TM9	登録第 5740983 号	H27.2.13	災害・危機対応マネージャー/第 41, 45 類	
2	TM8	登録第 5717268 号	H26.11.14	handThink/第 28 類	
3	TM7	登録第 5645166 号	H26.1.24	/第 2, 3, 29, 30, 32, 33 類 染料,香料類,化粧品,乾燥果実,ジャム,アイスクリーム,フルーツゼリー,清涼飲料,果実飲料,果実酒 etc.	
4	TM6	商標第 5569400 号	H25.3.29	さぬきキウイっこ/第29,30,31類 冷凍果実,加工果実,菓子,苗木 etc.	
5	TM5a	商標第 5207071 号	H21.2.20	あまみずちゃん/第 41 類 技芸・スポーツ又は知識の教授 etc.	
6	TM5b	商標第 5190042 号	H20.12.19	あまみずちゃん(図有)/第16類 紙類,文房具類,印刷物	
7	TM3	商標第 4873342 号	H17.6.17	Sauvageonne Savoureuse(ソヴァジョーヌ・サヴルース)/第33類 日本酒, 洋酒, 果実酒, 中国酒, 薬味酒	
8	TM2	商標第 4743845 号	H16.1.30	イズモリング(図有)/第1類 化学品 etc.	
9	TM1	商標第 4743844 号	H16.1.30	イズモリング(図有)/第1類 化学品 etc.	

注)学章に関するものを除く

(7)大学所有の登録品種

No.	整理番号	登録番号	登録日	登録品種の名称
1	SS7-e	第 23675 号	H26.9.24	香川 UP-キ 5 号
2	SS7-d	第 23674 号	H26.9.24	香川 UP-キ 4 号
3	SS7-c	第 23673 号	H26.9.24	香川 UP-キ 3 号
4	SS7-b	第 23672 号	H26.9.24	香川 UP-キ2号
5	SS7-a	第 23671 号	H26.9.24	香川 UP-キ1号
6	SS6	第 23704 号	H26.9.24	KU-PP1
7	SS1	第 18311 号	H21.7.31	ラパン
8	SS3	第 18119 号	H21.3.19	さぬきよいまい
9	SS2	第 13646 号	H18.2.27	香大農 R-1

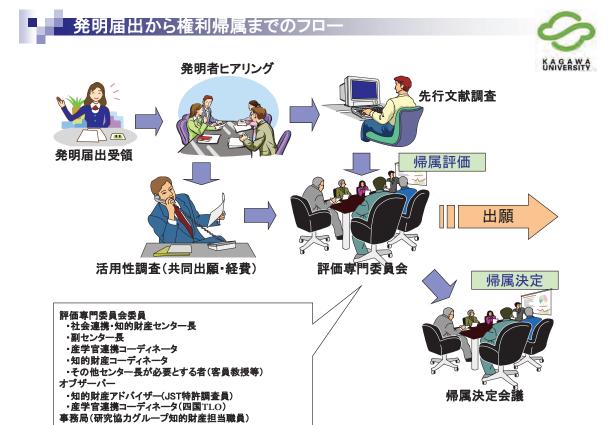
(8)大学所有の登録意匠

No.	整理番号	登録番号	登録日	登録意匠の名称
1	D15	第 1515400 号	H26.12.12	立体パズル用ピース
2	D14	第 1485443 号	H25.11.1	内視鏡挿入補助器具
3	D13	第 1437047 号	H24.2.24	内視鏡挿入補助器具
4	D12	第 1437151 号	H24.2.24	内視鏡挿入補助器具

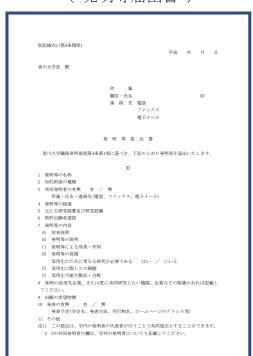
No.	整理番号	登録番号	登録日	登録意匠の名称	
5	D11	第 1432580 号	H23.12.22	内視鏡挿入補助器具	
6	D10	第 1432579 号	H23.12.22	内視鏡挿入補助器具	
6	D9	第 1432578 号	H23.12.22	内視鏡挿入補助器具	
7	D8	第 1432577 号	H23.12.22	内視鏡挿入補助器具	
8	D7	第 1432576 号	H23.12.22	内視鏡挿入補助器具	
9	D6	第 1432575 号	H23.12.22	内視鏡挿入補助器具	

8. 知的財産についてのQ&Aその他

(1)発明届出から権利帰属までのフロー



(発明等届出書)

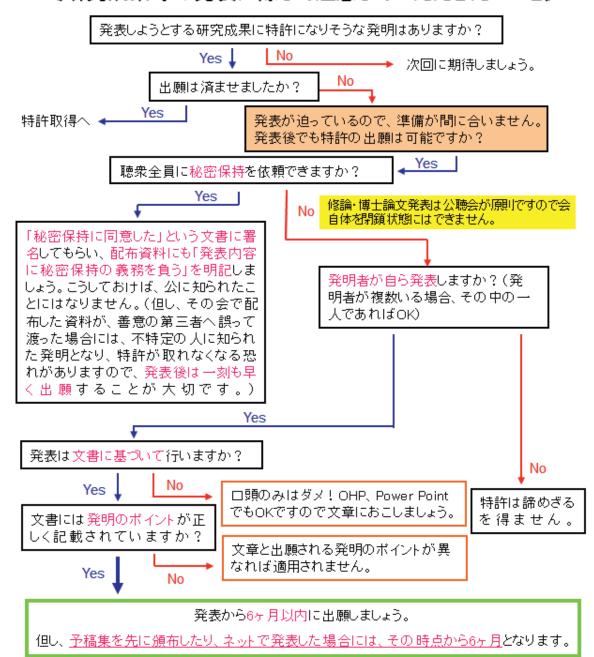


(権利譲渡書)



(2)研究成果等の発表に際して注意していただきたいこと

[研究成果等の発表に際して注意していただきたいこと]



【注意点】 この例外規定(特許法第30条)を使っての出願は、発明者が出願する前に第三者が出願していると特許が取れなくなってしまいます。また、ヨーロッパへの出願ではこの救済措置は適用されませんので、ヨーロッパでは特許は取れなくなります。

《いずれにせよ、完全に保護されるためには、発表前の出願に優るものはありません》

問合せ先: 香川大学社会連携・知的財産センター 内線: 2541(医学部からは、66-2541)

E-mail: ccip<at>eng.kagawa-u.ac.jp (なお、本資料は山口大学知的財産本部のご協力を基に作成しています。)

(3)知的財産についての Q&A

香川大学の知的財産についてのQ&A

(学内のみなさんからの質問と回答) 発明 品願で

Q1 発明とはどんなものをいうのですか?

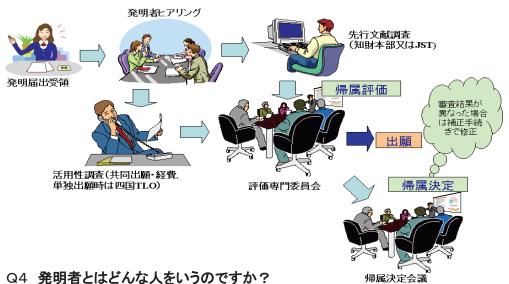
A 発明とは、特許法上では、「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度なもの」となっていますが、簡単こいいますと、世界に知られていない技術上の有用な提案のことです。発明と思われるものがひらめきましたら、社会連携・知的財産センターの知的財産担当までお気軽にご相談下さい。

Q2 発明の届出は、どんなものを、どこに、だせばよいのですか?

A 発明届出の様式および記入例は、社会連携・知的財産センターのホームページから ダウンロードできます。研究成果の中で、特許が取れそうなもの(企業に売り込めそうな もの等も含め)を提出して下さい。窓口は社会連携・知的財産センターになります。不明 な点がありましたら、知的財産の担当までお気軽にお尋ね下さい。

Q3 発明届出の提出後はどのように取り扱われるのですか?

A 以下のようなフローで取り扱われます(出願まで)。



Q4 光明有とはとかな人をいうのですが:

A 以下のような判定基準で取り扱われます。

発明者になる人	発明者にならない人		
①具体性のある着想を提供した者は、発明者となります。	①単に課題を提示しただけでは、発明者になれません。		
②課題解決のために、具体的な解決手段を提案した者は、発明者となります。	②単に指示されてデータをまとめた者や実験の作業を手伝った者は、発明者ではありません。		
③具体性のある解決手段を提供して発明を完成に導いた者は、発明者となります。	③発明者に資金や設備等を提供しただけでは、発明者になれません。		

問合せ先:香川大学社会連携・知的財産センター 内線: 2541(医学部からは、66-2541)

E-mail:ccip@eng.kagawa-u.ac.jp

(4)特許実施許諾等による収益配分

1. 関連規程(抜粋)

香川大学知的財産の譲渡等の取扱いに関する細則

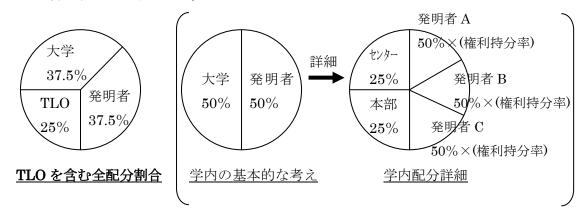
(収益の配分)

第7条 知的財産権を活用して得られた収益のうち、その収益を得るまでに要した費用を除いた額を配分するものとする。

- 2 前項による額の50%を発明者に、残りを大学に配分するものとする。
- 3 発明者が退職等又は死亡したときは、第1項による額の50%を限度に発明者又はその承継者に、残りを大学に配分する。
- 4 本学の学生が発明者に含まれているときの収益配分は、前三項を準用する。
- 5 学外発明者(発明規程のない他大学の研究者や個人等に限る。(企業所属者は除く))が発明者に含まれるときの収益配分は、第一項から第三項までを準用する。
- 6 前各項の規定により大学に配分される額の半分を社会連携・知的財産センターに配分する。 附則 当分の間、第7条第1項の費用には、出願権利化等(知的財産の出願又は権利化及びそ の権利の維持又は保全という。)のために大学が支出した額を含めないものとする。

2. ロイヤリティー配分

香川大学では、実施許諾等の技術移転活動(ロイヤリティー管理も含め全て)を、原則四国 TLO に代理・委託(四国 TLO は成功報酬型:全収益の 25%)。従って、四国 TLO を通じての知財収益の配分は以下のようになる。



※具体例

(1) 発明者への配分例:全収益額100万(四国TLOから大学への配分額:75万)

発明者 A 権利持分 50% 配分額:75 万 $\times 0.5$ (在職) $\times 0.5$ (持分率)=18.75 万 発明者 B 権利持分 30% 配分額:75 万 $\times 0.5$ (在職) $\times 0.3$ (持分率)=11.25 万 発明者 C 権利持分 20% 配分額:75 万 $\times 0.5$ (在職) $\times 0.2$ (持分率)=7.5 万

(5)MTA(Material Transfer Agreement(研究材料提供契約))

MTA (Material Transfer Agreement) について

1. MTAとは何のことですか?

MTA (Material Transfer Agreement: 研究材料提供契約) は、遺伝子、細胞、ノックアウトマウス (実験用動物)、実験用植物、抗体、材料(化合物) などの研究材料を、第三者(研究者) との間で授受する際に、研究材料の使用に関するとりきめを行う契約です。

MTAは実際に研究材料をやりとりする研究者同士でなく、機関名義での契約です。

特に、バイオ系研究ではアカデミア間の研究材料の授受が日常的に行われ、企業との授受も頻繁に起こっています。

香川大学の方針として、研究材料の授受に当たってはMTAを締結することを奨励しています

2. なぜMTAを結ぶ必要があるのですか?

- 1) 提供先の研究材料の使用により、第三者に損害が及んだ場合の免責など、研究材料について の損害に対する防衛という役割があります。
- 2) 提供先から研究の成果に対して不必要な制限をかけられないようにするなど、研究の自由についての制限に対する防衛という役割があります。
- 3)内容を理解せずに、個人で契約してしまうと、特定の研究以外の使用禁止、得られた成果・ 発明が提供者側に帰属、研究成果の発表の禁止、特許出願時の制約等、あとでトラブルが生じることがあります。

3. MTAを結ぶとき手続きはどうしたらよいですか?

- 1) 香川大学の職員等がその研究活動によって有することに至った成果有体物(試薬、試料、化学物質、実験動植物、菌株、試作品、試験装置、実験器具)は、「香川大学研究成果有体物管理規程(平成17年12月26日施行)」により、原則として大学に帰属します。
- 2) 成果有体物を創作又は取得した職員、その成果有体物を適正に管理しなければなりません。また、職員等が第三者に研究成果物を提供(研究目的、産業上の利用目的)する場合は、無断譲渡、目的外使用、守秘義務、知的財産、使用による責任、費用負担等の問題が発生する恐れがありますので、研究活動を円滑に推進するためにも第三者と研究材料提供契約[MTA](あるいは第三者からの誓約書又は研究者間の協議等の書面)又は研究材料売買契約を締結しておくことが必要です。
- 3) 研究のために第三者に研究材料(成果有体物)を提供する場合は、権限の委譲によって予め 部局等の長に届け出(第三者が公的研究機関等である場合は、提供後の書面による報告で足り ます。) ることで行うことができます。

(原材料費及び輸送費等の直接的に発生する費用は、原則、第三者の負担とします。)

4) 産業上の利用を目的とする第三者に研究材料 (成果有体物) を提供する場合は、予め、部局等を継由して学長の承諾を得なければなりません。社会連携・知的財産センターまでお気軽にご相談ください。(原則、直接費用を上回る対価を得られる場合に限ります。)

9. 学術•教育活動

a. 学会発表·論文発表·講演状況等

会議•研修会名	開催場所	日時	発表・ポスター題目等
産学連携学会名	産学連携学会 一 橋講堂 中会議場 3、4	H25.6.8	「産学連携の現場で生き抜くために今何をすべきか」 永冨太一
141st APHA Annual Meeting in Boston	Boston Convention and Exhibition Center (Boston, USA)	H25.11.2	「Assessing the impact of competency-based training program for health volunteers on mental health」 永富太一 ほか 11名
World Congress of the International Association for Suicide Prevention International Association for Suicide Prevention	Oslo Radisson Blu Plaza Hotel (Oslo, Norway)	H25.9.25	「The Structure And Effect Of Socio-psychological Factors On Mental Health Status In Japanese University Students Under Economic Recession XXVII」 永富太一 ほか 10名
産学連携学会 関西中国四国支 部大会	海峡メッセ下関	H25.12.6	「香川大学の希少糖の特許調査と分析」 倉増敬三郎 「希少糖研究の事業化までの変遷と今後」 永富太一
産学連携学会 長野大会	長野県諏訪市	H26.6.25	「香川大学の希少糖研究開発に基づく特許出願と権利 化状況及びその分析」 倉増敬三郎 「香川大学の希少糖研究に基づく研究戦略と組織体制」 永富太一
平成26年度中国・四国地区国立大学法人地域共同研究センター等センター長会議	徳島大学	H26.7.17	「香川大学社会連携・知的財産センターの活動報告」 永冨太一;合谷祥一

第26回国立大学法人共同研究センター長等会議	北見工業大学	H26.9.25	「香川大学の特色ある社会(地域)貢献活動」 永冨太一
産学連携学会 関西中国四国支 部大会	愛媛大学常北地 区キャンパスメデ ィアホール	H26.12.5	「理科教育増進事業「源内ネットワーク」の取り組み」 倉増敬三郎
第99回PM研研究会例会	関西学院大学	H26.12.11	「香川大学の研究成果の事業家活動について」 倉増敬三郎 「香川衛星 SARS 開発プロジェクトへの支援活動」 小倉長夫 「香川大学の産官学連携の事例紹介」 永富太一

b. 講義

回数	開設学部•科目等	場所·日時	対象	内容·備考
平成 25 年度 平成 26 年度 計 16 回	工学部 「特許戦略」	工学部キャンパス H25.4.26, 5.10, 5.24, 5.31, 6.7, 6.21, 6.28, 7.12 H26. 4.25, 5.2, 5.23, 6.6, 6.13, 6.20, 7.4, 7.11	学部 4年生	特許戦略
平成 25 年度 平成 26 年度 計 12 回	工学部「技術開発管理」	工学部キャンパス H25.5.27, 6.3, 6.10, 6.17, 6.24, 7.1, H26.5.26, 6.2, 6.9, 6.16, 6.23, 6.30	学部 4年生	知的財産概要 先行技術調查 特許マップ作成 知的財産概論 特許情報検索 先行技術調查

c. 出版物

分類	書名・タイトル	出版年月	出版社名	全著者名
学会誌	香川から世界へ!夢の糖 「希少糖」の誕生	H26. 10. 25	日本生物工学会	永冨太一
ジャーナル	産学官連携ジャーナル 「文理融合の万引対策研 究の大きな成果」	H27. 1. 15	独立行政 法人 科 学技術振 興機構	永冨太一; 大久保智生
ジャーナル	文理合一在防范偷窃犯罪 上的重大研究成果	H27. 1. 15	科学技术 振兴机构 中国综合 研究交流 中心	永冨太一; 大久保智生

d. 受賞学術賞

分類	受賞名	受賞年月	団体名	全受賞者名
功労賞	2013 年度 特定非営利活 動法人 産学連携学会 功労賞	H25. 6. 20	特定非営 利活動法 人 産学 連携学会	永冨太一

10. 産学連携・技術移転・知的財産関連の各種会議等への参加状況

会議・セミナー名	開催場所	日時	主催者
産学共同実用化開発事業 公募説明会	大阪科学技術セン ター	H25. 4. 11	(独)科学技術振興機構
平成25年度第1回 関西・中四国地方 産学連携研究会	岡山大学 津島キャンパス	H25. 6. 5	(特非)産学連携学会関西・中 四国支部
「COI STREAM拠点」及び「A-STEP本格ステージ」の公募説明会	メルパルク東京 メルパルクホール	H25. 6. 12	文部科学省、(独)科学技術振 興機構
産学連携学会 第11回大会	いわて県民情報交流センター	H25. 6. 19	(特非)産学連携学会
四国地区五大学新技術説明会	JST東京本部 別館ホール	H25. 6. 21	徳島大学、香川大学、愛媛大学、高知大学、㈱テクノネットワーク四国、(独)科学技術 振興機構
炭素繊維フォーラム	徳島県立工業技術センター	H25. 7. 5	とくしま産業振興機構
かがわ健康関連製品開発地域 平成25年度他地域連携 (浜松・東三河)	静岡大学 浜松キャンパス	H25. 7. 10	かがわ健康関連製品開発地域
平成25年度中国・四国地区国立大学法人共同研究センター等センター長会 議	岡山大学 津島キャンパス	H25. 7. 18	岡山大学
イノベーションジャパン2013	東京国際フォーラム	H25. 8. 29∼30	(独)科学技術振興機構、(独) 新エネルギー・産業技術総合 開発機構
エヌプラス 〜新たな価値をプラスする材料と技術の複合展〜	東京ビッグサイト	H25. 9. 25∼27	(一社)プラスチック工業技術 研究会
小豆島食材会議試食会	中国電力小豆島営業所	H25. 9. 11	小豆島食材開発会議
かがわ健康関連製品開発地域 平成25年度他地域連携(仙台)	仙台トラストタワー	H25. 9. 9	かがわ健康関連製品開発地域
第3回 次世代ものづくり基盤技術産業展―TECH Biz EXPO 2013―	ポートメッセ名古屋	H25. 10. 9∼11	名古屋市、愛知県、名古屋商 工会議所、(独)日本貿易振興 機構(ジェトロ)名古屋貿易情 報センター、(公財)名古屋産 業振興公社
食品開発展2013	東京ビッグサイト	H25. 10. 9∼11	UBMメディア㈱
第21回 日本消化器関連学会 JDDW2013	グランドプリンスホ テル新高輪	H25. 10. 11	日本消化器関連学会
第2回 高機能素材活用産業創出フォーラム運営委員会	いよてつ会館	H25. 10. 16	(一財)四国産業・技術振興センター

会議・セミナー名	開催場所	日時	主催者
アグリビジネス創出フェア	東京ビッグサイト	H25. 10. 23∼25	農林水産省
日スイス合同シンポジウム2013	Hotel Belvedere Spiez	H25. 10. 24∼31	文部科学省
香川県 新技術・新工法展示商談会 in NISSAN	日産自動車株式会社テクニカルセンター	H25. 10. 30∼31	香川県、(公財)かがわ産業支援財団
第25回国立大学法人共同研究センター長等会議	鹿児島サンロイヤル ホテル	H25. 10. 31	鹿児島大学
先端材料技術展2013	東京ビッグサイト	H25.11.6∼8	先端材料技術協会、日刊工業 新聞社
健康増進機能を持つ野生資源植物を用いた新規加工食材及び地域特産品の 開発に関する事業化可能性調査 第2回ワークショップ	小豆島町商工会	H25. 11. 12	(公社)農林水産・食品産業技 術振興協会
第3回 URAシンポジウム	京都大学百周年時計台記念館	H25. 11. 18	東京大学 他
全国イノベーションコーディネータフォーラム2013	ピアザ淡海 滋賀県立 県民交流センター	H25. 11. 26	(独)科学技術振興機構
産学連携学会関西・中四国支部 第5回研究・事例発表会	海峡メッセ下関 国際貿易ビル	H26. 12. 6	(特非)産学連携学会
産学連携学会 平成25年度シンポジウム	芝浦工業大学 芝浦キャンパス	H26. 1. 9	(特非)産学連携学会
大学発・選り抜きバイオセミナー ~香川大学発 夢のバイオ素材・希少糖 リサーチ~	バイオインダスト リー協会	H26. 1. 14	(一財)バイオインダストリー 協会
ながさき健康・医療・福祉システム開発地域 平成25年度成果報告会	ホテルニュー長崎	H26. 1. 21	(公財)長崎県産業振興財団
第71回 四国国立大学協議会	ホテルグランフォーレ	H26. 1. 24	香川大学 他
攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業技術提案会	岡山コンベンション センター	H26. 1. 24	農林水産省
健康増進機能を持つ野生資源植物を用いた新規加工食材及び地域特産品の 開発に関する事業化可能性調査 第3回ワークショップ	小豆島町商工会	H26. 1. 28	(公社)農林水産・食品産業技 術振興協会
ASTEC2014第9回先端表面技術展·会議	東京ビッグサイト	H26. 1. 29∼31	ASTEC実行委員会事務局

会議・セミナー名	開催場所	日時	主催者
四国産学官連携イノベーション共同機構キックオフシンポジウム	ホテルクレメント徳 島	H26. 1. 31	徳島大学
nano tech 2014 第13回国際ナノテクノロジー総合展・技術会議	東京ビッグサイト	H26. 1. 29∼31	nano tech実行委員会
第3回 高機能素材フォーラム運営委員会	いよてつ会館	H26. 2. 20	(一財)四国産業・技術振興セ ンター
四国産学官連携イノベーション共同推進機構 新技術説明会	JST東京本部 別館ホール	H26. 2. 25	(独)科学技術振興機構
日中大学フェア&フォーラム2014	全国農業展覧館(新 館)首都大酒店	H25. 3. 22∼23	(独)科学技術振興機構
かがわ健康関連製品開発地域 平成25年度他地域連携 (北陸)	(一財)北陸産業活性 化センター	H26. 4. 11	かがわ健康関連製品開発地域
平成26年度第1回 関西・中四国地方 産学連携研究会	岡山大学 津島キャンパス	H26. 5. 22	(特非)産学連携学会 関西・ 中四国支部
香川県ものづくり企業と医療機器メーカーとの展示・交流会in本郷	医科器械会館2階 セミナーホール	H26. 6. 5∼6	商工組合日本医療機器協会、 (公財)かがわ産業支援財団、 香川県
産学連携学会第12回大会	下諏訪総合文化センター	H26. 6. 25∼27	(特非)産学連携学会
中国・四国地区国立大学法人地域共同研究センター等センター長会議	徳島大学 産学官連携プラザ	H26. 7. 17	徳島大学
香川県 新技術・新工法展示商談会 in デンソー	株式会社デンソー 本社イベントホール	H26. 7. 24~25	香川県、(公財)かがわ産業支援財団
第27回 国立大学法人共同研究センター等教員会議	秋田大学 VBL棟・総合研究棟	H26. 8. 27∼29	秋田大学
医療機器開発支援セミナー	徳島大学 藤井節郎記念医科学 センター	H26. 9. 2	徳島大学
イノベーションジャパン2014	東京ビッグサイト	H26. 9. 11∼12	(独)科学技術振興機構、(独) 新エネルギー・産業技術総合 開発機構
学金連携システム研究会・第12回研究会	岡山大学 津島キャンパス 大学会館	H26. 9. 19	(特非)産学連携学会
国立大学法人センター長等会議	北見工業大学	H26. 9. 25∼26	北見工業大学

会議・セミナー名	開催場所	日時	主催者
四国地域医療機器関連産業支援フォーラム in えひめ	松山市総合コミュニ ティセンター	Н26. 10. 7	経済産業省 他
食品開発展2014	東京ビッグサイト	H26. 10. 8∼9	UBMメディア株式会社
徳島ロボットリハビリテーション研究会	(独)国立病院機構徳 島病院総合リハセン ター	H26. 10. 25	徳島ロボットリハビリテー ション研究会
アグリビジネス創出フェア	東京ビッグサイト	H26.11.12∼14	農林水産省
赤外線フェア2014・分光フェア2014	科学技術館	Н26. 11. 19	オプトロニクス社
第99回PM研研究会	関西学院大学 梅田キャンパス	H26. 12. 11	(特非)生産システム実践モデ ル研究機構
産学連携学会関西中国四国支部 第6回研究・事例発表会	愛媛大学 城北地区キャンパス メディアホール	H26. 12. 5	(特非)産学連携学会関西・中 四国支部
nano tech 2015 第14回国際ナノテクノロジー総合展・技術会議	東京ビッグサイト	H27.1.28∼30	nano tech 2015 第14回国際ナ ノテクノロジー総合展・技術 会議
平成26年度大学一JST意見交換(大阪会場)	ホテルメルパルク大 阪	H27. 2. 17	文部科学省、(独)科学技術振 興機構
ちゅうぎん6次産業化セミナー&交流会	中国銀行本店3階大講堂	Н27. 3. 10	㈱中国銀行、㈱日本政策金融 公庫 岡山支店

11. 会議·委員会

(1)社会連携・知的財産センター会議の開催状況

年度	回数	開催日	備考
	第1回	平成 25 年 4 月 5 日	
	第2回	平成 25 年 4 月 23 日	
	第3回	平成 25 年 5 月 29 日	
	第4回	平成 25 年 6 月 28 日	
	第5回	平成 25 年 7月 25 日	持ち回り審議
	第6回	平成 25 年 8 月 1 日	
	第7回	平成 25 年 9月 12 日	
平成 25 年度	第8回	平成 25 年 9月 13 日	持ち回り審議
	第9回	平成 25 年 9 月 17 日	持ち回り審議
	第 10 回	平成 25 年 9 月 30 日	持ち回り審議
	第 11 回	平成 25 年 11 月 14 日	
	第 12 回	平成 25 年 12 月 26 日	
	第 13 回	平成 26 年 2 月 13 日	
	第 14 回	平成 26 年 3 月 12 日	持ち回り審議
	第 15 回	平成 26 年 3 月 25 日	
	第1回	平成 26 年 4 月 24 日	
	第2回	平成 26 年 5 月 27 日	
	第3回	平成 26 年 7月 31 日	
平成 26 年度	第4回	平成 26 年 10 月 1 日	
	第5回	平成 26 年 12 月 12 日	
	第6回	平成 27 年 2 月 6 日	
	第7回	平成 27 年 3 月 16 日	メール審議
	第8回	平成 27 年 3 月 25 日	メール審議

(2)知的財産帰属決定会議の開催状況

回数	開催日	帰属決定 (件)	処理報告 (件)	備考
第13回	平成 25 年 9月 30 日	13	28	メール審議
第 14 回	平成 26 年 3 月 28 日	31	42	メール審議
第 15 回	平成 26 年 11 月 28 日	16	27	メール審議
第16回	平成 27 年 3 月 30 日	20	37	メール審議

(3)知的財産評価専門委員会の開催状況

回数	開催日	議案(件)	報告 (件)	備考
第 175 回	平成 25 年 4 月 9 日	8	15	
第 176 回	平成 25 年 5 月 15 日	7	17	
第 177 回	平成 25 年 6 月 5 日	1	0	メール審議
第 178 回	平成 25 年 6 月 14 日	13	14	
第 179 回	平成 25 年 7 月 12 日	11	20	
第 180 回	平成 25 年 7 月 25 日	1	0	メール審議
第 181 回	平成 25 年 9 月 4 日	3	27	
第 182 回	平成 25 年 10 月 3 日	15	6	
第 183 回	平成 25 年 10 月 31 日	2	0	メール審議
第 184 回	平成 25 年 11 月 14 日	11	17	
第 185 回	平成 25 年 11 月 27 日	1	0	メール審議
第 186 回	平成 25 年 12 月 2 日	1	0	メール審議
第 187 回	平成 25 年 12 月 5 日	1	8	メール審議
第 188 回	平成 25 年 12 月 17 日	5	8	
第 189 回	平成 25 年 12 月 20 日	1	0	メール審議
第 190 回	平成 26 年 1 月 17 日	5	10	
第 191 回	平成 26 年 1 月 29 日	1	0	メール審議
第 192 回	平成 26 年 2 月 14 日	15	14	
第 193 回	平成 26 年 3 月 5 日	1	0	メール審議
第 194 回	平成 26 年 3 月 19 日	14	13	
第 195 回	平成 26 年 4 月 17 日	3	25	
第 196 回	平成 26 年 5 月 20 日	9	11	
第 197 回	平成 26 年 5 月 28 日	2	0	メール審議
第 198 回	平成 26 年 6 月 18 日	5	10	
第 199 回	平成 26 年 7 月 16 日	8	6	
第 200 回	平成 26 年 7 月 28 日	4	0	メール審議
第 201 回	平成 26 年 8 月 22 日	2	0	メール審議
第 202 回	平成 26 年 9 月 3 日	11	18	
第 203 回	平成 26 年 10 月 15 日	1	0	メール審議
第 204 回	平成 26 年 10 月 17 日	6	20	
第 205 回	平成 26 年 11 月 14 日	1	0	メール審議
第 206 回	平成 26 年 11 月 20 日	8	15	
第 207 回	平成 26 年 12 月 17 日	8	15	
第 208 回	平成 27 年 1 月 16 日	10	16	
第 209 回	平成27年2月9日	2	0	メール審議
第 210 回	平成 27 年 1 月 29 日	1	0	メール審議

第 211 回	平成 27 年 2 月 20 日	7	15	
第 212 回	平成 27 年 3 月 13 日	8	7	

(4)社会連携・知的財産センター会議委員

職名	氏	名	備考(任期等)
センター長	合谷	祥一	
副センター長	永冨	太一	
II .	中村	賢治	∼H26. 4. 30
教授	大平	文和	H25. 10. 1∼H26. 3. 31
客員教授	倉増	敬三郎	
II .	西	了	H25. 5. 1∼
II .	狩野	保	H25. 6. 1∼H26. 6. 30
II .	渡辺	利光	∼H26. 7. 31
客員教授	高市	浩	H26. 4. 1∼H27. 3. 31
特命教授	十河	修二	
管理担当職員[学術部長]	枝川	幸司	H25. 4. 1∼H26. 3. 31
II.	西川	暢一	H26. 4. 1~H26. 7. 23
n .	早川	茂	H26. 7. 24~H26. 12. 31
11	石橋	英二	H27. 1. 1∼

(5)知的財産帰属決定会議委員

部 局 名	職名	氏 名	備 考 (任期等)
役員	理事	大平 文和	官職指定 ~H25.9.30
役員	理事	早川 茂	官職指定 H25.10.1~
社会連携・知的財産センター	センター長	合谷 祥一	官職指定
教育学部	准教授	松下 幸司	H25. 4. 1~H27. 3. 31
法学部	准教授	前原 信夫	H25. 4. 1∼H26. 3. 31
II		金 宗郁	H26. 4. 1∼H27. 3. 31
経済学部	准教授	趙命来	H25. 4. 1∼H26. 3. 31
II	教授	久松 博之	H26. 4. 1∼H27. 3. 31
医学部	教授	中村 隆範	H25. 4. 1~H27. 3. 31
工学部	教授	山口 順一	H25. 4. 1∼H27. 3. 31
農学部	教授	川浪 康弘	H25. 4. 1∼H27. 3. 31

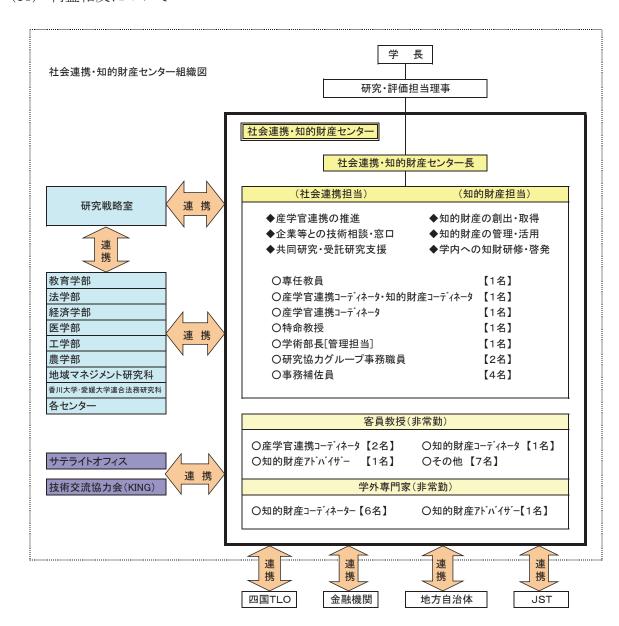
(6)知的財産評価専門委員会委員

職名	氏 名	備 考 (任期等)	
センター長	合谷 祥一		
副センター長	永冨 太一		
産学官連携コーディネータ・知的財産コーディネータ	倉増 敬三郎		
産学官連携コーディネータ	西了	H25. 5. 1∼	
産学官連携コーディネータ・知的財産コーディネータ	渡辺 利光	∼H26.7.31	
知的財産コーディネータ	高市 浩	H26. 4. 1~H26. 9. 30	
知的財産コーディネータ	酒井 一夫	H26. 10. 1∼	
知的財産コーディネータ	辰野 勇		
知的財産コーディネータ	岡本 保朗		



参 考 資 料(平成27年5年1日現在)

- (1) 社会連携・知的財産センター組織図
- (2) 社会連携・知的財産センタースタッフ
- (3) 社会連携・知的財産センター規程
- (4) 社会連携・知的財産センター会議規程
- (5) 社会連携・知的財産センター利用細則
- (6) 知的財產帰属決定会議規程
- (7) 知的財産評価専門委員会規程
- (8) 知的財産評価に関する取扱要領
- (9) 知的財産ポリシー
- (10) 職務発明規程
- (11) 知的財産の譲渡等の取扱いに関する細則
- (12) 研究成果有体物管理規程
- (13) 共同研究取扱規程
- (14) 受託研究取扱規程
- (15) 利益相反について



部 局	職名	氏 名
	センター長	合谷 祥一
	副センター長 准教授 産学官連携コーディネータ 知的財産コーディネータ	永冨 太一
	客員教授 産学官連携コーディネータ 知的財産コーディネータ	倉増 敬三郎
	客員教授 産学官連携コーディネータ	西了
	客員教授 産学官連携コーディネータ	本多 八潮
	客員教授 産学官連携コーディネータ	小倉 長夫
	特命教授	十河 修二
	管理担当職員[学術部長]	石橋 英二
	客員教授	田尾 龍治
	客員教授	山本 知生
	客員教授	出川 通
社会連携・知的財産センター	客員教授	大家 利彦
	客員教授	大平 文和
	客員教授	鈴木 孝明
	客員教授	辻丸 光一郎
	客員教授 知的財産コーディネータ	辰野 勇
	客員教授 知的財産アドバイザー	山内 康伸
	知的財産アドバイザー	中井 博
	知的財産コーディネータ	酒井 一夫
	知的財産コーディネータ	片岡 史光
	知的財産コーディネータ	辻本 和敬
	知的財産コーディネータ	安田 崇
	知的財産コーディネータ	矢野 慎一
	知的財産コーディネータ	大江 瑞絵
	事務補佐員	西森 環
	事務補佐員	松井 美紀
	事務補佐員	山下 玲子
		樫原を綾
	チーフ (社会連携担当)	中屋敷 隆博
事務担当(研究協力グループ)	グループ員(知的財産担当)	三木 理恵子
→ JJJ→ → \mJJUWW/JJ//* / J	事務補佐員	久保 照美

(趣旨)

- 第1条 この規程は、香川大学組織規則第18条第2項の規定に基づき、香川大学社会連携・ 知的財産センター(以下「センター」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。 (目的)
- 第2条 センターは、香川大学(以下「本学」という。)における産学官連携活動を推進すること並びに本学における知的財産の創出、取得、活用及び管理を戦略的に実施すること 及び本学の各種組織を有機的に連携した、全学的な知的財産の管理・活用体制を整備することにより、産学官交流の場として地域の科学技術発展と産業の振興に寄与するとともに、本学における学術研究及び教育の充実に資することを目的とする。

(業務)

- 第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 企業等との共同研究及び受託研究に関すること。
 - (2) 企業等への研究成果の技術移転に関すること。
 - (3) 本学に帰属する知的財産に関すること。
 - (4) 学内に対する知的財産の研修に関すること。
 - (5) 企業等の技術者に対する技術教育及び研修に関すること。
 - (6) 企業等との学術情報交換と連携協力に関すること。
 - (7) 企業等からの科学技術相談に関すること。
 - (8) 外国人研究者との共同研究及び学術交流に関すること。
 - (9) 学内及び他大学との共同研究に関すること。
 - (10) 本学の学生に対する実践的な技術教育及び研究指導に関すること。
 - (11) 地域社会における学術研究交流に関すること。
 - (12) 国立大学改革強化推進補助金事業「四国5大学連携による知のプラットフォーム形成事業」の共同実施に関する協定書第2条に定める「四国産学官連携イノベーション共同推進機構(以下「四国共同機構」という。)の構築」事業に関すること。
 - (13) その他センターの目的を達成するために必要な業務に関すること。 (構成)
- 第4条 センターは、次に掲げる者で組織する。
 - (1) センター長
 - (2) センター担当教員
 - (3) 産学官連携コーディネータ
 - (4) 知的財産コーディネータ
 - (5) 四国共同機構アソシエイト
 - (6) 管理担当職員
 - (7) その他必要な者
- 2 センターに副センター長を置くことができる。
- 3 センターは、必要に応じて次に掲げる非常勤のコーディネータ及びアドバイザー等を置くことができる。
 - (1) 産学官連携コーディネータ
 - (2) 産学官連携アドバイザー

- (3) 特命担当コーディネータ
- (4) 知的財産コーディネータ
- (5) 知的財産アドバイザー
- (6) ベンチャー起業アドバイザー
- (7) 四国共同機構アソシエイト
- 4 第1項第6号は、本学の学術部長をもって充てる。
- 5 第1項第3号から第5号まで及び第7号に掲げる者並びに第3項各号に掲げる者は、センター長の申出に基づき、香川大学社会連携・知的財産センター会議(以下「センター会議」という。)の協議を経て、センター長が任命又は委嘱する。

(センター長)

- 第5条 センター長は、学長が指名する理事又は副学長の推薦に基づき、学長が任命する。
- 2 センター長は、センターの業務を総括する。
- 3 センター長の任期は2年とし、再任することができる。ただし、当該センター長を任命 した学長の任期を超えることはできない。
- 4 前項の規定にかかわらず、センター長が辞任をした場合又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 センター長の選考は、次の各号に該当する場合に行う。
 - (1) 任期が満了するとき。
 - (2) 辞任を申し出たとき。
 - (3) 欠員となったとき。
- 6 センター長の選考は、前項第1号の場合には、任期満了前の一月前以前に、同項第2号 又は第3号の場合には、速やかに行うものとする。

(副センター長)

- 第6条 第4条第2項の規定に基づき副センター長を置くときは、センター長の推薦に基づき、センター会議の承認を得て、センター長が任命する。
- 2 副センター長は、センター長を補佐する。
- 3 副センター長の任期は2年とし、再任することができる。ただし、当該副センター長を 任命したセンター長の任期を超えることはできない。
- 4 前項の規定にかかわらず、副センター長が辞任をした場合又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター担当教員)

- 第7条 センター担当教員の任命は、学長が行う。
- 2 候補者の教育研究業績の審査について、学長から付託された場合において、香川大学社 会連携・知的財産センター会議が審査したセンター担当教員候補者を報告する。

(客員教授等)

- 第8条 センターに、客員教授及び客員准教授(以下「客員教授等」という。)を置くこと ができる。
- 2 前項の客員教授等の称号の付与は、センター長の申出に基づき、学長が行う。
- 3 前項の申出は、センター会議が選考した客員教授等候補者を推薦することにより行う。
- 4 センター長は、客員教授等に第4条第1項第3号、第4号及び第6号に掲げる者又は同 条第3項各号に掲げる者を兼務させることができる。
- 5 客員教授等の任期は、1年以内とし、再任を妨げない。

(協力教員)

- 第9条 センターに、産学官連携に対する日常的な活動を支援、及び知的財産を発掘するため協力教員を置く。
- 2 協力教員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 協力教員は、センター長と部局の長との協議を経て、センター長が任命する。 (事務)
- 第10条 センターの事務は、学術室研究協力グループにおいて処理する。 (雑則)
- 第11条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。 附 則
- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、香川大学地域開発共同研究センター規程(平成19年4月1日 制定)及び香川大学知的財産活用本部規程(平成19年4月1日制定)は、廃止する。
- 3 この規程の施行後、最初に任命される第9条の協力教員の任期は、同条第2項の規定に かかわらず、平成20年8月31日までとする。

附 則(平成25年4月1日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴って最初に任命されるセンター長の任期は、第5条第3項の規定に かかわらず、平成25年9月30日までとする。

附 則(平成25年8月1日)

この規程は、平成25年8月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

平成20年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、香川大学組織運営規則第12条の2第2項の規定に基づき、香川大学 社会連携・知的財産センター会議(以下「センター会議」という。)に関し必要な事項を 定める。

(任務)

- 第2条 センター会議は、香川大学社会連携・知的財産センター(以下「センター」という。) の円滑な運営を図るため、次の各号に掲げる事項を協議する。
 - (1) センターの業務に関する事項
 - (2) センター担当教員選考に関する事項
 - (3) その他センター長が必要とする事項

(組織)

- 第3条 センター会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) センター長
 - (2) 香川大学社会連携・知的財産センター規程第4条第2項の規定による副センター長
 - (3) センター主担当教員
 - (4) 香川大学社会連携・知的財産センター規程第4条第1項に掲げる産学官連携コーディネータ、知的財産コーディネータ及び四国共同機構アソシエイト
 - (5) 管理担当職員

(議長)

- 第4条 センター会議に議長を置き、センター長をもって充てる。
- 2 議長は、会議を招集し、主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、予め議長が指名した委員がその職務を代行する。 (委員以外の者の出席)
- 第5条 センター会議は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 センター会議の事務は、学術室研究協力グループにおいて処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、センター会議に関し必要な事項は、センター会議が 別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、香川大学地域開発共同研究センター会議規程(平成19年4月 1日制定)及び香川大学知的財産活用本部会議規程(平成19年4月1日制定)は、廃止 する。

附 則(平成25年4月1日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年8月1日)

この規程は、平成25年8月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この細則は、香川大学社会連携・知的財産センター規程第11条の規定に基づき、 香川大学社会連携・知的財産センター(以下「センター」という。)の利用に関し、必要 な事項を定める。

(センターの利用)

- 第2条 センターは、次の各号に掲げる目的のために利用することができる。
 - (1) 民間機関等との共同研究及び受託研究
 - (2) 民間機関等と技術者に対する技術研修
 - (3) 香川大学(以下「本学」という。)の学生に対する実践的な研究指導
 - (4) 産学連携の推進及び知的財産に関するセミナー、シンポジウムなど学術研究集会の 開催
 - (5) 本学の研究成果を活用した事業(創業準備を含む。)
 - (6) その他産学連携の推進及び知的財産に関するものとして社会連携・知的財産センター長(以下「センター長」という。)が特に必要と認めた業務

(利用申請及び変更)

- 第3条 センターの共同研究室を利用しようとするときは、利用する者の中から責任者(原則として、本学の教員に限る。以下「利用責任者」という。)を定め、利用(変更)申請書(別紙様式1)及び研究計画調書(別紙様式2)をセンター長に提出しなければならない。
- 2 利用の可否は、香川大学産学官社会連携・知的財産センター(以下「センター会議」という。)の議を経てセンター長が承認する。
- 3 センター長は、本条第1項の利用申請に対し、利用の可否を利用責任者に通知するものとする。
- 4 利用責任者は、利用計画に変更が生じたときは、速やかにセンター長の承認を受けなければならない。

(利用期間)

- 第4条 共同研究室の利用期間は、原則として承認の日の属する年度内とする。
- 2 共同研究及び受託研究が複数年度契約になっている等事業遂行上前項の規定によりが たい事情がある場合センター長は、利用期間の延長を認めることができる。延長できる利 用期間は2年以内とし、年度ごとに承認を得るものとする。

(利用の報告)

第5条 センター長は、必要に応じて利用者に対し、利用に係る事項について報告を求める ことができる。

(細則の遵守)

- 第6条 利用者は、この細則を遵守しなければならない。
- 2 センター長は、利用者が前項に違反し、又はセンターの運営に支障を与えるおそれがあるときは、利用の承認を取り消すことができる。

(利用の取消等)

第7条 次の各号に掲げる場合は、センターの利用承認を取り消し、又は利用を中止させる ことがある。

- (1) 利用者が、この細則の規定に反した場合
- (2) 利用者が、センターの利用目的に反した場合
- (3) センター長が、センターの管理運営上支障があると認めた場合 (損害の弁償)
- 第8条 利用者は、施設、設備及び備品等の保全に努めなければならない。
- 2 センター長は、利用者が故意又は過失によりセンターの施設、設備及び備品等を破損し、 又は亡失したときは、その弁償を求めることができる。

(機器の搬入等)

- 第9条 利用者は、機器搬入申請書(別紙様式3)をセンター長に提出し、承認を得て、センター内で使用する教育研究に必要な機器等を搬入することができる。
- 2 利用者は、前項による機器等の使用が終了したときは、速やかに搬出しなければならない。
- 3 機器等の搬入及び搬出に要する経費は、当該利用者の負担とする。 (利用上の注意)
- 第10条 センターの利用に当たっては、事故、災害の防止に努めなければならない。また、 整理・整頓・清掃など、清潔で安全な環境の維持管理に留意しなければならない。 (経費の負担)
- 第11条 センターの共同研究室を利用するときは、利用者は、別表第1に係る経費及び光 熱水料の実費相当額を負担しなければならない。ただし、センター長が必要と認めた場合 は、利用料金の一部又は全額を免除することができる。
- 第12条 この細則に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附則

- 1 この細則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行により、香川大学地域開発共同研究センター利用細則(平成16年4月 1日制定)は、廃止する。
- 3 この細則の施行の際、現に香川大学地域開発共同研究センター利用細則第3条又は第9 条により利用責任者又は利用者が受けていた承認は、この細則によってなされた承認とみ なす。
- 4 第4条第2項に規定する利用期間延長の期間算定の取扱は、香川大学地域開発共同研究 センター利用細則で承認された期間を承継するものとする。

附 則(平成25年4月1日)

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1 (第11条関係) —利用負担額—

777777 (7/7)	17.000000000000000000000000000000000000	
階	部屋名(面積)	利用負担額/年当たり(円)
2階	共同研究室1(42m²)	105,000
	共同研究室2A(37m²)	92,500
	共同研究室2B(37m²)	92,500
	共同研究室3(46m²)	115,000
3階	共同研究室4A(37m²)	92,500
	 共同研究室4B(37m²)	92,500
	共同研究室5(35m²)	87,500

- 注1) 利用負担額は、1年間 $1m^2$ 当たり2,500円とする。
- 注2) 部屋の利用に伴う光熱水料は、上記利用負担額に含まない。
- 注3) 利用期間は原則1年とする。ただし、月単位で利用する場合には、月割計算により負担する。月割計算による利用負担額の月額は、年額の12分の1に相当する額を負担する。

別紙様式1 (第3条第1項関係)

香川大学社会連携・知的財産センター共同研究室(新規・延長) 利用(変更)申請書

平成 年 月 日

香川大学社会連携・知的財産センター長 殿

利用責任者 所属部局

電話 fax

E-mail

下記のとおり利用(変更)したいので申請します。

記

利用区分	共同研究 受託研究 大学発ベンチャー		
利用区为	共同切九 文記切九 八子光ペンティー		
研 究 題 目			
(複数記載可)			
利 用 者	所属・職 氏 名 連絡先 電話・FAX・E-mail		
(センターを利			
用する者を記載			
すること)			
·			
利用希望期間	平成年月日~平成年月日(年度にまたがった申請は不可)		
	延長申請の場合は、利用開始日(平成 年 月 日)		
利用希望	共同研究室〇		
共同研究室名			
利用するセンタ			
一設備・機器等			
名			
搬入予定の			
主な大型機器			
工 67(工)%品			
センター	上記申請を ・承認する ・承認しない(理由:)		
専 用 欄			
	平成 年 月 日		
	社会連携・知的財産センター長 印		
	11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
備考			

- 注1) 共同研究・受託研究の場合は、原則として申込書または契約書の写し(今年度分でも可)を提出して下さい。本申請に添付できない場合には、利用開始日までに 提出して下さい。提出がない場合には、利用を取り消すことがあります。
- 注2) 大学発ベンチャーとは、利用細則第2条第5号に規定する本学の研究成果を活用 した事業(創業準備を含む。)を実施する企業とする。

研究計画調書

現在までの準備状況等 (継続希望者にあってののでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでの			
共同研究室を 利用する必要 性(共同研究 との関連性)			
共同研究室と しての見込め る活用度・研 究成果及び研 究計画			

別紙様式3 (第9条第1項関係)

機器搬入申請書

平成 年 月 日

香川大学社会連携・知的財産センター長 殿

利用(責任)者 所属部局

職・氏名 印

電話 fax

E-mail

下記の機器を利用承認を受けた研究室に搬入したいので申請します。

記

搬入目的	
共同研究室名	
搬入日時	平成 年 月 日 時
搬入機器名	物品番号
規格	
寸 法	幅 mm、高さ mm、奥行 mm
重量	Kg
使 用 電 力	相(単相、3相)、電力(100、200V)、容量(KW)
センター 専用欄	上記申請を ・承認する ・承認しない(理由:) 平成 年 月 日 社会連携・知的財産センター長 印

(注) この申請書は搬入機器ごとに提出してください。

(趣旨)

第1条 この規程は、香川大学職務発明規程第5条の2第2項の規定に基づき、香川大学知的財産帰属決定会議(以下「決定会議」という。)に関し必要な事項を定める。 (任務)

第2条 決定会議は、学長からの諮問を受け、知的財産の帰属の決定等を行うために必要な 審議を行う。

(組織)

- 第3条 決定会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 学長が指名する理事又は副学長(以下「理事等」という。)
 - (2) 社会連携・知的財産センター長
 - (3) 財務又は経営を担当する常勤の理事
 - (4) 香川大学社会連携・知的財産センター規程第4条第2項の規定による副センター長
 - (5) 各学部等から選出された教員 各1人
 - (6) 知的財産活用に関する学外有識者
- 2 前項第5号の委員は、学長が任命する。
- 3 第1項第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 第1項第6号の委員は、理事等の推薦に基づき学長が委嘱する。 (議長)
- 第4条 決定会議に議長を置き、理事等をもって充てる。
- 2 議長は、決定会議を招集し、主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員が、その職務を代行する。 (議事)
- 第5条 決定会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、やむを得ず欠席をする委員から書面による委任をされた者を委員代理として 出席委員とみなす場合は、この限りではない。
- 2 議事は、出席委員(前項ただし書きの委員代理を含む。)の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

- 第6条 職務発明等に関する事項を評価し、決定会議に報告させるため、香川大学知的財産 評価専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置く。
- 2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員以外の者の出席)

第7条 決定会議は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 決定会議の事務は、学術室研究協力グループにおいて処理する。 (雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、決定会議に関し必要な事項は、決定会議が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年6月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 2 この規程の施行により、第3条第1項第5号の教員が決定会議の委員となる場合の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則(平成20年4月1日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

平成16年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、香川大学知的財産帰属決定会議規程第6条第2項の規定に基づき、香川大学知的財産評価専門委員会(以下「専門委員会」という。)に関し必要な事項を定める。

(任務)

- 第2条 専門委員会は、特許出願の迅速性を図るため、次の各号に掲げる事項について評価 する。
 - (1) 職務発明等の該当の可否
 - (2) 当該職務発明等の技術的評価
 - (3) 当該職務発明等の活用性
 - (4) 当該職務発明に係る知的財産権の持分割合
 - (5) その他職務発明等に関すること。
- 2 専門委員会は、評価結果について香川大学知的財産帰属決定会議規程第3条第1項第1 号に定める理事又は副学長に報告する。

(組織)

- 第3条 専門委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 社会連携・知的財産センター長(以下「センター長」という。)
 - (2) 香川大学社会連携・知的財産センター規程第4条第2項の規定による副センター長
 - (3) 香川大学社会連携・知的財産センター規程第4条第1項に掲げる産学官連携コーディネータ及び知的財産コーディネータ
 - (4) その他センター長が必要とする者 若干人
- 2 前項第4号の委員は、学内者又は学外者からセンター長が任命又は委嘱し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 必要に応じて、前条第1項の評価を受ける該当部局等の知的財産帰属決定会議委員を専 門委員会委員に加えることができる。

(委員長)

- 第4条 専門委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。
- 2 委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。 (議事)
- 第5条 専門委員会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は、出席者の過半数をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第6条 専門委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(事務)

(雑則)

第7条 専門委員会の事務は、学術室研究協力グループにおいて処理する。

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は別に定める。

附則

- この規程は、平成16年4月1日から施行する。 附 則(平成17年6月23日)
- この規程は、平成17年6月23日から施行し、平成17年6月1日から適用する。 附 則(平成19年6月1日)
- この規程は、平成19年6月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。 附 則 (平成20年4月1日)
- この規程は、平成20年4月1日から施行する。 附 則 (平成25年4月1日)
- この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(趣旨)

- 第1条 この要項は、香川大学知的財産評価専門委員会(以下「専門委員会」という。)規程(以下「規程」という。)第2条に規定する評価について、その取扱いを定める。 (権利の帰属)
- 第2条 本学に届出のあった職務発明等については、専門委員会で評価され、その報告に基づき、香川大学知的財産帰属決定会議(以下「決定会議」という。)でその帰属を決定するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、学長は発明等の迅速な出願等のために必要と認めるときは、決定会議での審議の前に必要な保全手続きをとることができる。

(意見の申出)

- 第3条 発明者は、所属する部局の決定会議委員を通じて、専門委員会に意見を申し出ることができる。
- 2 専門委員会委員長は、前項の申出があったときは、当該決定会議委員をその発明等に係 る専門委員会の委員に加えなければならない。

(再評価の禁止)

第4条 本学が職務発明等の権利を承継しないと決定した発明等については、再評価は行わ ないものとする。

(評価の実施時期等)

- 第5条 専門委員会は、本学が承継した職務発明等の権利について、次の各号に掲げる時期 に、規程第2条各号に掲げる事項について評価し、その報告に基づき決定会議でその帰属 を決定するものとする。
 - (1) 発明等の出願時期
 - (2) 発明等の審査請求時
 - (3) 発明等の登録維持時
- 2 前項各号の評価は、決定会議において職務発明等の権利を本学が承継しないと決定し、 発明者に当該権利が返却された後、発明者が当該権利の保全に必要な手続きを実施できる 期間を確保できる時期に行わなければならない。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、社会連携・知的財産センター長が別に定める。

附則

この要項は、平成16年6月23日から施行する。

附 則(平成19年6月1日)

この要項は、平成19年6月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。 附 則(平成20年4月1日)

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

香川大学 知的財産ポリシー

社会に貢献することは、大学にとって教育、学術研究に続く第三の使命です。なかでも、大学が研究成果を知的財産として主体的に創出し、社会、とりわけ産業界において活用することは、大学の社会貢献の一つの形態です。研究成果を社会に還元し活用することは、学術研究の活性化及び研究資金の獲得という観点からも有意義です。 香川大学は、社会の発展に貢献し、学術研究の活性化等のため、研究成果を知的財産として創出、活用するにあたり、次のことを表明します。

- ・ 学術研究においては研究者の自主性を尊重します。
- ・ 大学の公益性・公共性にかんがみ、研究成果は公にすることを基本的責務とします。
- ・ 本学は、産業界を通じた社会貢献を効果的に進めるため、学術研究の成果を知的 財産として確立・活用し社会に還元することを目的に、積極的な知的財産の権利化 を図ります。
- ・ 職員が職務としてなした発明及び考案等(職務発明等)を行って得た知的財産は、 大学に帰属することを原則とし、社会貢献のため積極的な活用を図ります。
- ・ 大学は、職務発明等に伴う研究成果として知的財産を創出した職員に対し、相当 の対価を支払うとともに、その活用を図り、新たな研究資金等に還元することとし ます。
- ・ 大学に帰属した知的財産を創出者の意向を尊重しつつ有効に活用し、すみやかに 産業界に技術移転するよう務め、創出者により新たな課題を開拓することを支援し ます。
- ・ 知的財産を創出、保護、活用するための制度や組織を整え、学術研究の活性化を 支援するための体制整備を図ります。
- ・ 知的財産の創出・活用活動が、文化及び産業界の発展に寄与し、ひいては社会の 豊かな生活の実現に資するものであることを、実践的に学生に教育します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、香川大学(以下「大学」という。)の職員が行った発明等の取扱いについて規定し、その発明者としての権利を保障し、発明及び研究意欲の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるものとする。
 - (1) 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。
 - イ 特許法 (昭和34年法律第121号) に規定する特許権、実用新案法 (昭和34年法律第123号) に規定する実用新案権、意匠法 (昭和34年法律第125号) に規定する意匠権、商標法 (昭和34年法律第127号) に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律 (昭和60年法律第43号) に規定する回路配置利用権、種苗法 (平成10年法律第83号) に規定する育成者権及び外国における前記各権利に相当する権利
 - ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録の出願により生じた権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条第1項に規定する品種登録を受ける権利及び外国における前記各権利に相当する権利
 - ハ 著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第10号の2のプログラムの著作物 及び同号の3のデータベースの著作物(以下「プログラム等」という。)に係る著作 権法第21条から第28条に規定する著作権及び外国における前記各権利に相当する権 利
 - (2) 「発明等」とは、次に掲げるものをいう。
 - イ 特許権の対象となるものについては発明
 - ロ 実用新案権の対象となるものについては考案
 - ハ 意匠権の対象となるものについては意匠
 - ニ 商標権の対象となるものについては商標
 - ホ 回路配置利用権の対象となるものについては半導体集積回路の回路配置
 - へ 育成権の対象となるものについては品種
 - ト 著作権の対象となるものについてはプログラム等
 - (3) 「職員」とは、香川大学職員就業規則第2条第1号に定める者をいう。
 - (4) 「職務発明等」とは、大学における教育研究活動の一環として行われた研究等に基づき職員が行った発明等であって、かつ、当該発明等をするに至った行為が職員の現在 又は過去の職務に属する発明等をいう。
 - (5) 「発明者」とは、職務発明等を行った職員をいう。
 - (6) 「退職」とは、香川大学職員就業規則第21条第1項に定めることをいう。 第2章 権利の帰属、発明等の届出

(権利の帰属)

第3条 大学は、職務発明等に係る知的財産権の全部または一部を承継し、これを所有するものとする。ただし、特別の事情があると大学が認めるときは、発明者に帰属させること

ができる。

(届出及び受理)

- 第4条 職員は、発明等を行ったときは、発明等届出書(別記様式1)によって、速やかに 学長に届け出るものとする。
- 2 学長は、前項の届出があったときは、速やかに当該発明者に受理した旨を通知しなければならない。

(決定)

- 第5条 学長は、前条第1項の届出があったときは、学長が指名する理事又は副学長(以下「理事等」という。)に対し、発明等に関する事項を諮問し、その報告に基づき当該発明等に関し権利の帰属等を決定する。
- 2 学長は、前項の規定により決定したときは、当該発明者に通知しなければならない。
- 3 学長は、職務発明等の権利を大学が承継すると決定したときは、出願等権利保護のため 必要な手続きを行うことができる。
- 4 学長は、前項の規定にかかわらず、理事等の報告を踏まえ、必要な場合には、職務発明等の権利を大学が承継すると決定する前に、権利保護のため発明者の同意のもとに出願等の必要な手続きを行うことができる。
- 5 前項によって、権利保護のために出願等の手続きを行った発明等について、職務発明等 の権利を大学が承継しないと決定した場合は、大学の責任の下に速やかに修正されなけれ ばならない。

(決定会議)

- 第5条の2 前条の決定のため、香川大学知的財産帰属決定会議(以下「決定会議」という。) を置く。
- 2 決定会議に関し必要な事項は、別に定める。

(決定に関する事務の委任)

第5条の3 学長は、権利の帰属等の決定に関する事務を理事等に委任する。

(譲渡書の提出等)

- 第6条 発明者は、学長が職務発明等の権利を大学が承継すると決定したときは、権利譲渡 書(別記様式2)を学長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定は、大学と発明者が知的財産権を共有する場合においても適用する。
- 3 学長は、発明者から権利が譲渡された職務発明等について、出願等権利保護のため必要 な手続きを行わなければならない。
- 4 第1項の規定により権利の譲渡を受けた職務発明等について、権利の承継を続けないことを決定したときには、遅滞なく発明者に返還するものとする。

(任意譲渡)

第7条 職員からの届出による発明等について、学長が職務発明等の権利を大学が承継しないと決定した場合に、発明者から知的財産権を大学に譲渡する申し出があったときは、学長は、理事等の意見を徴したうえで、知的財産権の承継の可否を決定する。

(異議の申立て)

- 第8条 発明者は、第5条第1項による決定に異議あるときは、通知を受けた日から2週間 以内に学長に対し、異議を申立てることができる。
- 2 学長は、異議の申立てがあったときは、理事等の意見を徴したうえで、異議申立ての当 否を決定する。

3 学長は、前項の決定を当該発明者に通知する。

第3章 発明者への補償

(補償金の支払)

- 第9条 大学は、職務発明等をした発明者に対し、別に定める補償金を支払うものとする。 (退職したときの補償)
- 第10条 前条の補償金を受ける権利は当該権利に係る発明者が退職した後も存続する。
- 2 前項の権利を有する発明者が死亡したときは、当該権利はその相続人が承継する。 第4章 雑則

(守秘義務)

第11条 大学と発明者は、当該発明等の内容等の事項について、出願までの期間、秘密を 守らなければならない。ただし、大学と発明者が協議のうえ、秘密期間を延長することが できるものとする。

(退職後の取扱い)

第12条 職員が退職した場合においても、当該発明等が職務発明等に該当する場合の取扱いは、本規程によるものとする。

(職員以外の者の取扱い)

第13条 職員以外の者で、職務発明等につき契約がなされている者については、この規程 を準用する。

(事務局)

第14条 本規程に定める事務は、社会連携・知的財産センターが行う。

附目

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年6月1日)

この規程は、平成19年6月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成20年4月1日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

香川大学長 殿

所 属 職位・氏名 印 連 絡 先 電話 ファックス 電子メール

発明等届出書

香川大学職務発明規程第4条第1項に基づき、下記のとおり発明等を届出いたします。

記

- 1 発明等の名称
- 2 知的財産の種類
- 3 共同発明者の有無 有 / 無 所属・氏名・連絡先(電話、ファックス、電子メール)
- 4 発明等の経過
- 5 主たる研究経費及び研究設備
- 6 特許出願希望国
- 7 発明等の内容
 - A) 従来技術
 - B) 発明等の説明
 - C) 発明等による効果・作用
 - D) 発明等の段階 実用化のために更なる研究が必要である はい / いいえ
 - E) 実用化に際しての課題
 - F) 実用化可能な製品・分野
- 8 発明の活用先企業、または更に共同研究したい機関、企業などの候補があれば記載してください。
- 9 出願の希望時期
- 10 発表の有無 有 / 無 発表予定(学会名、発表方法、刊行物名、ホームページのアドレス等)
- 11 その他
- 注)1 この届出は、学内の発明者の代表者が行うことで共同届出とすることができます。
 - 2 3の共同発明者の欄は、学外の発明者についても記載してください。

権利譲渡書

平成 年 月 日

住 所 香川県高松市幸町1番1号 譲受人 香 川 大 学 長 殿

> 住 所 居 所 譲渡人 <u>印</u>

香川大学職務発明規程第6条第1項に基づき、下記の発明等に関する特許権等知的財産権 を受ける権利を貴殿に譲渡したことに相違ありません。

記

- 1 発明等の名称
- 2 特許権等知的財産権の持分 発明者氏名等

学内発明者の持分割合

(参考)

その他学外発明者の有無

あり・なし

(趣旨)

第1条 この細則は、香川大学(以下「本学」という。)における知的財産の機関管理に当たり、発明者が職務発明等の権利を本学に譲渡する場合の発明者の権利及び義務、並びに発明者に対する知的財産権を活用した収益の配分について、必要な事項を定める。

(本学が承継した職務発明等の権利の取扱い)

第2条 本学が承継した職務発明等の権利は、本学の責任の下に、誠実に権利の成立と維持 に必要な手続きを取るものとし、発明者は出願手続等において本学に協力しなければなら ない。

(発明等に対する照会)

- 第3条 社会連携・知的財産センター長(以下「センター長」という。)は、本学が承継した職務発明等の権利について当該発明者から照会を受けた場合は、その職務発明等の現在の状況について説明しなければならない。
- 2 発明者は、権利譲渡書を提出した当該職務発明等の取扱いについて疑義がある場合は、 センター長に説明を求めることができる。

(仮手続き)

- 第4条 本学に届出のあった職務発明等は、知的財産評価専門委員会(以下「専門委員会」 という。)で評価し、その報告に基づき知的財産帰属決定会議(以下「決定会議」という。) で帰属を決定する。
- 2 職務発明等の迅速な出願等を行う必要がある場合は、当該職務発明等に関する権利の帰属を決定する前に、必要な保全手続きを取ることができる。
- 3 前項の規定に基づき、本学が職務発明等の権利を承継するものとして保全手続を行った 後、職務発明等の権利を承継しないと決定した場合、保全手続に要した費用の負担を当該 発明者に求めないものとする。
- 4 第2項の規定に基づき、本学が職務発明等の権利を承継しないものとして発明者自らが 保全手続を行った後、本学が職務発明等の権利を承継すると決定をした場合は、本学が当 該発明者が負担した費用を補償するものとする。

(発明等の活用)

- 第5条 センター長は、権利の譲渡を受けた職務発明等について、発明者の意向を尊重し、 かつ発明者と協力して、その活用に努めるものとする。
- 2 前項の活用の形態は、技術移転による収益の獲得、共同研究・受託研究又は各種研究資金の助成等による外部資金の獲得などによるものとする。

(権利の返還)

第6条 本学が権利の譲渡を受けた職務発明等について、出願等権利保護のために必要な手続きを取らないとき、又は権利化後3年間にわたり発明等を活用できないときは、発明者と協議の上、返還することができるものとする。

(収益の配分)

- 第7条 知的財産権を活用して得られた収益のうち、その収益を得るまでに要した費用を除いた額を配分するものとする。
- 2 前項による額の50%を発明者に、残りを大学に配分するものとする。
- 3 発明者が退職等又は死亡したときは、第1項による額の50%を限度に発明者又はその

承継者に、残りを大学に配分する。

- 4 本学の学生が発明者に含まれているときの収益配分は、前3項を準用する。
- 5 学外発明者(発明規程のない他大学の研究者や個人等に限る。(企業所属者は除く)) が発明者に含まれるときの収益配分は、第1項から第3項までを準用する。
- 6 前各項の規定により大学に配分される額の半分を社会連携・知的財産センターに配分する。

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、職務発明等に係る発明者の権利及び義務、並びに発明者に対する知的財産権を活用した収益の配分に関する必要な事項は、センター長が別に定める。

附則

この細則は、平成16年6月23日から施行する。

附 則 (平成17年9月15日)

この細則は、平成17年9月15日から施行する。

附 則(平成19年6月1日)

- 1 この細則は、平成19年6月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 2 当分の間、第7条第1項の費用には、出願権利化等(知的財産の出願又は権利化及びその権利の維持又は保全をいう。)のために大学が支出した額を含めないものとする。

附 則(平成20年4月1日)

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日)

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

(目的)

- 第1条 この規程は、香川大学(以下「本学」という。)がその研究活動によって有することに至る成果有体物の取扱いについて、必要な事項を定めることにより、成果有体物の適正な管理を図り、もって研究活動及び社会連携活動を円滑に推進することを目的とする。 (定義)
- 第2条 この規程において、「成果有体物」とは、職員等の研究の過程において創作又は取得された物のうち、学術的又は財産的に価値のある有形の物であって、試薬、試料、化学物質、実験動植物、菌株、試作品、試験装置又は実験器具をいう。
- 2 この規程において、成果有体物が生物試料である場合には、その増殖繁殖によって生じた子孫増殖物も成果有体物とみなして適用する。
- 3 この規程において、「職員等」とは、次の各号に定める者をいう。
 - (1) 本学職員就業規則第2条第1号に定める者
 - (2) 本学の学生、大学院生又はポストドクターであって、本学指導教員の指示に基づき 本学職員の研究活動に参画する又は本学指導教員の監督に従う旨を署名した者
 - (3) 前二号に定める者以外の者で、本学の施設・設備・機器などを使用する者のうち、この規程に従う旨を約した者
- 4 この規程において、「部局等」とは、職員等が所属している法人本部、各学部、各研究 科、図書館、博物館、学内共同教育研究施設の各センター、インターナショナルオフィス、 各戦略室、保健管理センター及び広報室をいう。
- 5 この規程において、「作製者」とは、成果有体物を作製した職員等をいう。 (成果有体物の帰属)
- 第3条 成果有体物は、原則として本学に帰属する。
- 2 職員等が、本学以外の機関における本学の研究活動により又は本学以外の機関から本学の研究活動のために提供を受け入れることにより、主体的に創作又は取得した成果有体物の帰属については、別に約した場合を除き、その機関が定めるところに従わなければならない。

(成果有体物の管理と利用)

- 第4条 成果有体物を創作又は取得した職員等は、その成果有体物を適正に管理しなければならない。
- 2 成果有体物は、特段の定めがない限り、創作又は取得した時点から成果有体物として取り扱うものとし、この時点での登録を要しないものとする。ただし、成果有体物の学術研究上顕著な有効利用のために必要不可欠な情報を一般に公開公表する場合等に届け出ることを妨げない。
- 3 本学における研究を目的とした成果有体物の利用は、原則として自由とする。ただし、 次の各号のいずれかに該当する可能性がある場合には、利用させることができない。
 - (1) 法令又は本学規則等に反する場合
 - (2) 個人のプライバシー又は団体の機密に属する事項が保持されない場合
 - (3) その他利用者の管理が不適切である場合
- 4 職員等は、前条第2項の受入れに該当する場合にあっては、当該成果有体物の提供者の 意思に従った利用をしなければならない。

5 部局等の長は、本条の規定する成果有体物の管理と利用が適正に行われるために必要に 応じた指導、教育及び監督をしなければならない。

(成果有体物の提供)

- 第5条 職員等が第三者の研究のために成果有体物を提供する場合は、予め部局等の長へ届け出た後に行わなければならない。ただし、第三者が公法人又は公的研究機関である場合には、提供後の書面による報告をもって足りるものとする。
- 2 前項の成果有体物の提供は、当該成果有体物の創作又は取得に必要な原材料費及び輸送 費等の直接的に発生する費用(以下「直接費用」という。)があるときは、その費用を第 三者に負担させて提供することを原則とする。
- 3 本学は、前二項の規定により成果有体物の提供を行う場合には、当該成果有体物を用いた第三者による研究成果の取扱い、守秘義務及び研究目的以外への使用禁止等提供にあたり必要な事項を取り決めた「研究材料提供契約」を当該第三者と締結する。ただし、部局等の長が、第三者からの誓約書又は研究者間の協議書等の書面に基づき、提供にあたって必要な事項についての合意があると認めた場合には、この限りではない。
- 4 本条は、職員等が退職又は異動にあたって、自らが創作又は取得した成果有体物の提供を本学に求める場合に準用する。

(成果有体物の産業上の利用)

- 第6条 職員等が産業上の利用を目的とする第三者に成果有体物を提供する場合は、本学社会連携・知的財産センターに協議し、予めその旨の届出書に部局等の長の承認書を付して学長へ提出し、承諾を得なければならない。
- 2 前項の成果有体物の提供は、直接費用を上回る対価を得られる場合に実施することを原則とする。
- 3 本学は、前二項の規定により成果有体物の提供を行う場合には、当該第三者と「研究材料提供契約」又は「研究材料売買契約」を締結する。
- 4 本学が第2項に規定する対価を得られる場合には、当該対価の一部についてその作製者 に対し、補償金を支払うことができるものとする。
- 5 前項の補償金の支払いは、香川大学知的財産の譲渡等の取扱いに関する細則第7条を準 用する。この場合において、「発明者」を「作製者」と読み替えるものとする。
- 6 前条の定めるところにより成果有体物の提供がなされたにもかかわらず、その提供がなされた後に生じた正当かつ合理的な事情により産業上の利用を目的として当該成果有体物を利用することになる第三者は、本条第1項の第三者とみなす。

(秘密の保持)

- 第7条 職員等は、成果有体物に関し、既に公表されたもの、公表することが認められたもの及び秘密を保持する旨の契約の下に特定の者に開示することが認められたものを除き、 その秘密を保持しなければならない。
- 2 職員等は、職務上知ることのできた個人情報又は外部機関の研究成果等について、特段 の取り決めによって正当な理由がない限り、他に漏洩又は提供してはならない。
- 3 前二項の規定は、職員等の退職又は異動後においても適用する。 (雑則)
- 第8条 この規程の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成17年12月26日から施行する。

2 この規程の施行日前に創作又は取得し、この規程施行の際引き続き職員等が保有している研究成果有体物は、この規程の施行日に創作又は取得したものとみなす。

附 則(平成20年4月1日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年5月1日)

この規程は、平成26年5月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

平成 年 月 日

研究成果有体物提供届出書

国立大学法人香川大学 (部局等名)の長 殿

> 部局等名 職名 氏名 印

以下の有体物の提供(<u>学術上の利用を目的</u>)に関し、国立大学法人香川大学における研究成果有体物管理規程第5条に基づき、届け出します。

記

- (1) 有体物の名称
- (2) 無償・有償の別 無償・有償(有償の場合は、金額を記入すること。)
- (3) 提供理由
- (4)提供月日 平成 年 月 日
- (5) 提供相手先等 〇〇〇〇 (研究材料提供契約添付)
- (6) その他必要事項

注意)

- ・ 「研究材料提供契約」は、部局等の長が提供にあたって必要な事項の合意があると認めた場合は、 第三者からの誓約書又は研究者間の協議書等の書面に代えることができます。
- ・ 学術上の目的の場合は、原則として無償(輸送費等の直接費用は徴する。)となります。
- ・ 学外への有体物の提供の状況を把握したいので、本届出書の写しを社会連携・知的財産センターへ 提出いただくようお願いします。

平成 年 月 日

研究成果有体物提供届出書

国立大学法人香川大学長 殿

部局等名 職名 氏名

下記の有体物の提供(<u>産業上の利用を目的</u>)に関し、国立大学法人香川大学における研究成果有体物管理規程第6条に基づき、届け出します。

記

- (1) 有体物の名称
- (2) 無償・有償の別 無償・有償(有償の場合は、金額を記入すること。)
- (3) 提供相手先の使用目的
- (4)提供予定時期 平成 年 月 日
- (5) 提供相手先
 - 1) 相手先の名称
 - 2) 住所、郵便番号
 - 3) 代表者の役職、氏名
 - 4) 担当者の役職、氏名
 - 5) 電話番号、ファクス、電子メール等
- (6) その他必要事項

注意)

- ・本届出書は、有体物の提供について予め協議した上で、社会連携・知的財産センターへ提出願います。
- ・本届出書には、部局等の長の承認書を付して提出願います。

様式第3号(第6条第1項関係)

平成 年 月 日

承 認 書

創作/取得責任者	
	殿

部局等の長 印

貴殿の創作/取得した下記の成果有体物に関し、国立大学法人香川大学における研究成果有体物管理規程第4条(成果有体物の管理と利用)に該当しないことを確認したので、同規程第6条に基づく有体物の提供(産業上の利用を目的)について承認します。

記

- (1) 有体物の名称
- (2) 無償・有償の別 無償・有償(有償の場合は、金額を記入すること。)
- (3) 提供相手先の使用目的
- (4)提供予定時期 平成 年 月 日
- (5) 提供相手先
 - 1) 相手先の名称
 - 2) 住所、郵便番号
 - 3) 代表者の役職、氏名
 - 4) 担当者の役職、氏名
 - 5) 電話番号、ファクス、電子メール等
- (6) その他必要事項

注意)

- ・ 本承認書は、学長への届出書に付して社会連携・知的財産センターへ提出してください。
- ・ 有体物の提供にあたっては、別途、研究材料提供契約を締結すること。
- ・ 国内法、国際条約及び本学の規程(遺伝子組み換え生物等、動物の輸入届出制度、植物防疫法等) に該当する場合は、別途、決められた手続きをとること。

香川大学共同研究取扱規程(平成16年4月1日制定)の全部を改正する。 (趣旨)

第1条 香川大学(以下「本学」という。) における共同研究の取扱いに関しては、他の法令又はこれに基づく特別の定めがある場合を除くほか、この規程の定めによるところによる。

(定義)

- 第2条 この規程において「共同研究」とは、企業等外部の機関(以下「企業等」という。) から研究者及び研究経費等を受け入れて本学の教員が当該企業等の研究者と共通の課題 につき、共同して行う研究並びに企業等から研究者及び研究経費等、又は研究経費等を受け入れ、本学及び企業等において共通の課題について分担して行う研究をいう。
- 2 この規程において「部局等」とは、法人本部、各学部、地域マネジメント研究科、香川 大学・愛媛大学連合法務研究科、図書館、博物館、各学内共同教育研究施設、インターナ ショナルオフィス、各戦略室、保健管理センター及び広報室をいう。
- 3 この規程において「知的財産権」とは、香川大学職務発明規程第2条第1項第1号のことをいい、「発明等」とは同条第2項第2号のことをいう。 (研究者の受入れ)
- 第3条 本学は、企業等に属する研究者を受け入れる場合は、共同研究員として受け入れる ものとする。
- 2 共同研究員は、企業等において、現に研究業務に従事しており、共同研究のために在職のまま本学に派遣される者をいう。

(共同研究員の研究料)

- 第4条 共同研究員の研究料は、香川大学長が別に定める研究料の額とする。 なお、研究期間が複数年度にわたる場合には、一括徴収又は翌年度以降、各年度ごとに 所定の年額を徴収することができる。
- 2 研究料は、共同研究契約を締結した後、直ちに企業等から徴収するものとする。
- 3 同一年度内において、研究期間を延長することとなる場合には、同一の企業等共同研究 員に係る研究料は、改めて徴収しないものとする。
- 4 既納の研究料は、返還しない。

(共同研究に要する経費)

- 第5条 本学における共同研究の場合、本学はその施設・設備を共同研究の用に供するもの とする。
- 2 前項の共同研究の場合、企業等は、共同研究遂行のために、特に必要となる謝金、旅費、 備品費、消耗品費、研究支援者等の人件費及び光熱水料等の直接的な経費(消費税及び地 方消費税を含む。以下「直接経費」という。)を負担するものとする。
- 3 企業等は、前項に規定する直接経費以外に、共同研究遂行上必要となる経費等(以下「間接経費」という。)を負担するものとする。
- 4 前項に規定する間接経費の額は、直接経費の10%に相当する額とする。
- 5 第1項の共同研究の場合、本学は、必要に応じ、予算の範囲内において、第2項に規定 する直接経費の一部を負担することができる。
- 6 本学及び企業等における共同研究の場合、第1項及び第2項に加え、企業等における研

究に要する経費等は、企業等の負担とするものとする。

7 研究経費は、共同研究契約を締結した後、直ちに企業等から徴収するものとする。 なお、研究経費は研究期間が単年度又は複数年度にわたる場合にかかわらず、一括徴収 又は期限を定めて分割徴収することができる。徴収した研究経費は、研究期間を通じて当 該研究に使用されるものとする。

(間接経費の免除)

- 第6条 前条第3項及び第4項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、間接経費の一部又は全部を免除することができる。
 - (1) 共同研究の相手先が国(国以外の団体等で、国からの補助金等を受け、当該経費により共同研究を実施することが明瞭なものを含む。)で、間接経費が措置されていない場合
 - (2) 共同研究の相手先が前号以外の場合で、特に学長が認めた場合 (設備等の取扱い等)
- 第7条 本学における共同研究により、研究の必要上、本学において新たに取得した設備等は、本学の所有に属するものとする。
- 2 本学及び企業等における共同研究により、研究の必要上、企業等において新たに取得した設備等は、企業等の所有に属するものとする。
- 3 本学における共同研究及び本学及び企業等における共同研究で、本学で行う共同研究の 遂行上必要な場合には、企業等から共同研究に要する経費のほか、その所有に係る設備を 受け入れることができるものとする。

(研究場所)

- 第8条 本学の教員は、本学において行う研究又は分担して行う研究のために必要な場合に は、企業等の施設において研究を行うことができるものとする。
- 2 前項の規定により、本学の教員が当該企業等の施設において研究を行う場合は、研究用 務のための正規の出張として手続きをとるものとする。

(研究成果の公表)

- 第9条 共同研究による研究成果は、原則として公表するものとし、その公表の時期・方法 については、必要な場合、学長は企業等との間で協議の上、定めるものとする。
- 2 研究の実施状況等の公表については、必要とするときは前項の規定に基づき適切に行うものとする。

(受入れの手続)

- 第10条 共同研究の申込みをしようとする企業等の長は、別紙第1号様式の共同研究申込 書に別紙第2号様式の共同研究計画書を添付して、当該部局等の長(法人部においては、 「国立大学法人香川大学の業務組織に関する規程第7条に定める担当理事等」とする。以 下同じ。)に提出するものとする。
- 2 部局等の長は、前項の規定により企業等から共同研究申込書の提出があったときは、当該共同研究が教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障がないか部局等内の適切な審査機関で審査するものとする。

(受入れの決定等)

第11条 共同研究の受入れは、企業等の申込みに基づき、部局等の長が決定するものとする。

(受入決定の通知)

第12条 部局等の長は、共同研究の受入れを決定したときは、別紙第3号様式の共同研究 受入決定通知書により、学長及び社会連携・知的財産センター長(以下「センター長」と いう。)並びに企業等の長に通知するものとする。

(契約の締結)

第13条 学長は、前条の規定により共同研究の受入決定通知を受けたときは、速やかに企業等と共同研究契約書により契約を締結するものとする。

(共同研究の変更)

第14条 共同研究契約を締結して、共同研究を開始した後に、研究の進展状況に応じ研究 計画を変更する必要が生じ、直接経費等に変更が生じる場合には、その変更内容に応じた 変更契約を締結するものとする。

(完了)

- 第15条 研究代表者は、共同研究が完了したときは、別紙第4号様式の共同研究による研究の経過及び成果等を記載した共同研究完了報告書により、速やかに部局等の長に報告するものとする。
- 2 部局等の長は、前項の報告を受けたときは、その旨を学長及びセンター長に通知するものとする。

(共同研究の中止又は期間の延長)

- 第16条 天災その他研究遂行上やむを得ない事由が生じたときは、本学及び企業等が協議 の上、当該共同研究を中止し、又は研究期間を延長することができるものとする。 (共同研究の中止等に伴う研究経費等の取扱い)
- 第17条 前条の規定により、共同研究を中止した場合において、第5条第2項の規定により納付された研究経費の額に不用が生じたときは、本学は不用となった額の範囲内でその全部又は一部を企業等に返還することができる。
- 2 本学は、共同研究を完了し、又は中止したときは、第7条第3項の規定により企業等から受け入れた設備を研究の完了又は中止した時点の状態で当該企業等に返還するものとする。

(特許出願)

- 第18条 学長及び企業等の長は、共同研究に伴い発明等が生じた場合には、迅速に、相互に通報するとともに、帰属の決定、出願事務等が円滑に行われるよう務めるものとする。
- 2 学長は、知的財産活用本部に、当該発明等の帰属について審議させるものとし、その迅速な処理に務めるものとする。
- 3 学長又は企業等の長は、本学の教員又は共同研究員が共同研究の結果それぞれ独自に発明等を行った場合において、特許出願等を行おうとするときは、当該発明等を独自に行ったことについて、あらかじめ、それぞれ相手側の同意を得るものとする。
- 4 学長及び企業等の長は、本学の教員及び共同研究員が共同研究の結果共同して発明等を 行った場合において、特許出願等を行おうとするときは、持分等を定めた共同出願契約を 締結の上、共同出願を行うものとする。ただし、企業等の長から特許を受ける権利等を承 継した場合は、学長が単独で出願等を行うものとする。

(知的財産権の実施)

第19条 学長は、共同研究の結果生じた発明等につき、本学が承継した知的財産権(以下「本学が承継した知的財産権」という。)を企業等又は企業等の指定する者に限り、出願したときから10年を超えない範囲内において優先的に実施させることができるものとす

る。ただし、この期間は必要に応じて更新することができる。

- 2 学長は、共同研究の結果生じた発明につき、企業等との共有に係る知的財産権(以下「共有に係る知的財産権」という。)を企業等の指定する者に限り、共同研究完了の日から 10年を超えない範囲内において優先的に実施させることができるものとする。
- 3 第1項の場合において、企業等若しくは企業等の指定する者が本学が承継した知的財産権を、第2項の場合において、企業等の指定する者が共有に係る知的財産権を、それぞれ優先的実施の期間中、一定期間(学長と企業等の長が協議して定めた期間)を越えて正当な理由なく実施しないとき、学長は、企業等及び企業等の指定する者以外の者に対し、当該知的財産権の実施を許諾することができることを原則とする。
- 4 学長は、前3項の規定により、本学が承継した知的財産権若しくは共有に係る知的財産権の実施を許諾したとき、又は共有に係る知的財産権を本学と共有する企業等が実施するときは、別に実施契約で定める実施料を徴収することを原則とする。

(著作権の帰属)

- 第20条 データベース及びプログラム(以下「データベース等」という。)の作成を直接の目的とする共同研究により作成したデータベース等に係る著作権は、本学と企業等との共有とし、この場合、学長は、著作権の持分について、当該データベース等を作成した教員及び所属する部局等の長の意見を徴し、企業等と協議の上、適切に定めるものとする。(秘密の保持)
- 第21条 学長及び企業等の長は、共同研究契約の締結に当たり、相手方より提供又は開示を受け、若しくは知り得た情報について、あらかじめ協議の上、非公開とする旨、定めることができる。

(雑則)

第22条 この規程に定めるもののほか、共同研究の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月1日)

この規程は、平成20年3月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年10月13日)

この規程は、平成21年10月13日から施行し、平成21年10月1日から適用する。

附 則(平成25年4月1日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

部局等の長殿

所在地

名称

代表者名 印

共同研究申込書

香川大学共同研究取扱規程第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり共同研究を申し込みます。

記

研究題目				
H)) LIKE LI				
研究の概要				
研究の意義・特色				
研究期間				
研究実施場所				
	区分	氏名	所属・職	役割分担
研究担当者	香川大学			
	当該機関			
	直接経費			千円
	(消費税及	び地方消費税を含	含む。)	
研究に要する経費の負	間接経費			千円
担額	共同研究員研究料			千円
	合 計			千円
提供設備等				
(設備名、規格、数量)				
その他参考となる事項				

別紙第2号様式

共 同 研 究 計 画 書 (共同研究に要する経費)

研究題目

平成 年度経費

積算内訳

(金額単位:千円)

			(金額里位:十円 <i>)</i>
区分	内 訳	数 量	金額
研究謝金			
小八八郎3.元			
研究旅費			
国内旅費			
外国旅費			
研 究 費			
備品費			
消耗品費			
賃 金			
光熱水料			
その他			
間接経費			
共同研究員研究料			
合 計			
н н			

平成 年 月 日

学 長 社会連携・知的財産センター長 企業等の長 殿

部局等の長即

共同研究受入決定通知書

平成 年 月 日付けで申込みのあった下記の共同研究について、受入れを決定したので通知します。

記

研究題目				
研究の概要				
研究期間				
研究実施場所				
	区分	氏名	所属・職	役割分担
研究担当者	香川大学			
	当該機関			
研究に要する経費	直接経費			千円
	間接経費			千円
	共同研究員研究	究料		千円
	合 計			千円
提供設備等				
その他参考となる事項				

別紙第4号様式

平成 年 月 日

部局等の長殿

研究代表者

所属・職名

氏 名

印

共同研究完了報告書

平成 年 月 日付けで、受入れの決定を承認された共同研究について、下記のとおり完了しましたので報告します。

記

- 1. 研究題目
- 2. 研究の経過及び成果
- 3. 研究に要した経費

円(内訳書別紙のとおり)

4. その他参考となる事項

香川大学受託研究取扱規程(平成16年4月1日制定)の全部を改正する。 (趣旨)

- 第1条 香川大学(以下「本学」という。)における受託研究の取扱いに関しては、他の法令又はこれに基づく特別の定めがある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。 (定義)
- 第2条 この規程において「受託研究」とは、学外からの委託を受けて職務として行う研究、 調査、試験、分析及び製作(以下「研究」という。)で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。
- 2 この規程において「部局等」とは、法人本部、各学部、地域マネジメント研究科、香川 大学・愛媛大学連合法務研究科、図書館、博物館、学内共同教育研究施設の各センター、 インターナショナルオフィス、各戦略室、保健管理センター及び広報室をいう。
- 3 この規程において「知的財産権」とは、香川大学職務発明規程第2条第1項第1号のことをいい、「発明等」とは同条第2項第2号のことをいう。

(受入れの基準)

第3条 受託研究は、当該研究が本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に 支障がないと認められる場合に限り受け入れることができる。

(受入れの条件)

- 第4条 受託研究の受入れの条件は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 受託研究は、委託者が一方的に中止することはできない。ただし、委託者から中止の申出があった場合には、委託者と協議のうえ、決定する。
 - (2) 受託研究の結果生じた知的財産権は、原則、本学に帰属し、これを無償で使用させ、 又は譲与することはできない。
 - (3) 受託研究に要する経費により取得した設備等は、本学に帰属するものとする。
 - (4) やむを得ない理由により受託研究を中止し、又は研究期間を延長する場合、本学は その責を負わないものとし、この場合、委託者にその事由を書面により通知する。また、 受託研究を完了し、又は受託研究を中止し、もしくはその期間を変更した場合において、 受託研究に要する経費の額に不用が生じ、委託者から不用となった額について返還の要 求があった場合は返還する。ただし、委託者からの申出により中止する場合には、原則 として受託研究に要する経費は返還しない。

なお、中止の理由が本学が受託研究を履行できないことによる場合は経費は返還する。

- (5) 委託者は、受託研究に要する経費を、原則として当該研究の開始前に納付するものとする。
- (6) 委託者は、受託研究に要する経費を、受託研究契約を締結した後、直ちに納付するものとする。

なお、研究経費は研究期間が単年度又は複数年度にわたる場合にかかわらず、一括徴収又は期限を決めて分割して徴収することができる。徴収した研究経費は、研究期間を通じて当該研究に使用されるものとする。

(受託研究に要する経費)

第5条 受託研究の委託者が負担する経費は、謝金、旅費、備品費、消耗品費、研究支援者等の人件費、研究室料及び光熱水料等の当該研究遂行に直接必要な経費に相当する額(消

費税及び地方消費税を含む。以下「直接経費」という。)及び当該研究遂行に関連し、直接経費以外に必要となる経費を勘案して定める額(消費税及び地方消費税を含む。以下「間接経費」という。)の合算額とする。

- 2 前項の規定による間接経費は、直接経費の30パーセントに相当する額とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、間接経費の一部又は全部を免除することができる。
 - (1) 委託者が国(国以外の団体等で国からの補助金等を受け、その再委託により研究を 委託することが明確なものを含む。)で、間接経費が措置されていない場合、又は第2 項に規定する額が措置されていない場合
 - (2) 委託者が前号以外の場合で、特に学長が認めた場合 (受入れの手続)
- 第6条 受託研究の申込みをしようとする者は、別紙第1号様式の委託研究申込書を当該受 託研究を行う部局等の長(法人本部においては、「国立大学法人香川大学の業務組織に関 する規程第7条に定める担当理事等」とする。以下同じ。)に提出するものとする。
- 2 部局等の長は、前項の規定により受託研究の申込みがあったときは、当該受託研究が教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障がないか部局等内の適切な審査機関で審査するものとする。

(受入れの決定)

- 第7条 受託研究の受入れは、委託者の申込みに基づき部局等の長が決定するものとする。 (受入決定の通知)
- 第8条 部局等の長は、受託研究の受入れを決定をしたときは、別紙第2号様式の受託研究 受入決定通知書に研究経費算定内訳書を添付して、学長及び社会連携・知的財産センター 長(以下「センター長」という。)に通知するとともに、別紙第3号様式の受託研究受入 通知書により、委託者に通知するものとする。

(契約の締結)

- 第9条 学長は、前条による通知を受けたときは、速やかに受託研究契約書により委託者との間で契約を締結し、その旨をセンター長及び当該部局等の長に報告するものとする。 (研究の中止又は期間の延長)
- 第10条 研究担当者は、当該研究を中止し、又はその期間を延長する必要が生じた場合は、 直ちに当該部局等の長に報告するものとする。
- 2 部局等の長は、前項の報告により受託研究の遂行上やむを得ないと認めた場合は、これ を中止し、又はその期間を延長することを決定する。
- 3 部局等の長は、前項の中止又は期間の延長を決定したときは、別紙第4号様式の受託研究中止(期間延長)決定通知書により、その決定内容を学長及びセンター長に、通知するものとする。
- 4 部局等の長は、第2項の中止又は期間の延長を決定したときは、この旨を研究担当者及び委託者にそれぞれ通知するものとする。
- 5 受託研究期間の延長を決定したときは、学長はすみやかに変更契約を締結するものとする。

(研究完了の手続等)

第11条 研究担当者は、当該研究が完了したときは、研究成果を部局等の長に報告するものとする。

2 部局等の長は、前項の報告を受けたときは、学長及びセンター長に、研究の完了を通知するとともに、委託者に成果の報告を行うものとする。

(成果の公表)

第12条 受託研究の成果を公表するときは、その成果の公表の時期及び方法について、学 長は委託者と協議するものとする。

(知的財産権の帰属)

- 第13条 学長は、受託研究に伴い発明等が生じた場合には、帰属の決定、出願事務等が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。
- 2 学長は、知的財産活用本部に、当該発明等の帰属について審議させるものとし、その処理に当たっては、迅速に努めるものとする。

(知的財産権の実施)

- 第14条 学長は、受託研究の結果生じた発明等につき、本学が承継した知的財産権(以下「本学が承継した知的財産権」という。)を委託者又は委託者の指定する者に限り、出願したときから10年を超えない範囲内において優先的に実施させることができるものとする。ただし、この期間は必要に応じて更新することができる。
- 2 前項の場合において、委託者若しくは委託者の指定する者が知的財産権を優先的実施の期間中、一定期間(学長と委託者が協議して定めた期間)を越えて正当な理由なく実施しないときは、学長は、委託者及び委託者の指定する者の意見を聴取の上、委託者及び委託者の指定する者以外の者に対し、当該知的財産権の実施を許諾することができることを原則とする。

(実施料)

第15条 学長は、前条の規定により、本学が承継した知的財産権の実施を許諾したときは、 別に実施契約で定める実施料を徴収することを原則とする。

(著作権の帰属)

第16条 データベース及びプログラム(以下「データベース等」という。)の作成を直接の目的とする受託研究により作成したデータベース等に係る著作権は、本学と委託者との共有とすることができるものとする。この場合、学長は、著作権の持分について、当該データベース等を作成した教員及び所属する部局等の長の意見を徴し、委託者と協議の上、適切に定めるものとする。

(秘密の保持)

第17条 学長及び委託者は、受託研究契約の締結に当たり、相手方から提供若しくは開示 を受け、又は知り得た情報について、あらかじめ協議の上、非公開とする旨、定めること ができる。

(医薬品及び医療用具並びに病理組織検査、病理解剖に係る受託研究)

第18条 医薬品及び医療用具並びに病理組織検査、病理解剖に係る受託研究の取扱いについては、別に定めるところによる。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、受託研究の実施に関し必要な事項は、学長が別に 定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月1日)

この規程は、平成20年3月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年10月13日)

この規程は、平成21年10月13日から施行し、平成21年10月1日から適用する。 附 則(平成25年4月1日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年5月1日)

この規程は、平成26年5月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

平成 年 月 日

部局等の長 殿

住所 名称

代表者名 印

委託研究申込書

香川大学受託研究取扱規程第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり委託研究を申し込みます。

記

研究題目		
研究目的		
研究内容		
研究経費	(内訳) 直接経費 間接経費	円(消費税及び地方消費税を含む。) 円 円
研究期間		
希望する研究担当者		
研究用資材、器具等の提供		
その他		

別紙第2号様式(第8条関係)

平成 年 月 日

学 長

社会連携・知的財産センター長 殿

部局等の長

受託研究受入決定通知書

下記のとおり委託研究を受け入れたので、委託研究申込書を添えて通知します。

記

- 1 研究題目
- 2 委託者の氏名
- 3 研究目的
- 4 研究内容
- 5 研究に要する経費

円

(内訳)

直接経費

円

間接経費

円

経費の内訳は、別紙研究経費算定内訳書のとおり

- 6 研究予定期間
- 7 研究担当者
- 8 その他必要な事項

別紙

研究経費算定内訳書

研究題目

委託者の氏名

研究経費

円(消費税及び地方消費税

円を含む。)

内訳

事項	金額	算定根拠
事項 直接経費 研究謝金 研究旅費 研究費 備品費 消耗品費 資金 光熱水料 その他	円	
間接経費		
合 計		

別紙第3号様式(第8条関係)

平成 年 月 日

委託者 殿

部局等の長 印

受託研究受入通知書

平成 年 月 日付けによる委託研究の申込みについては、下記のとおり受入させていただきますのでお知らせいたします。

記

- 1 研究題目
- 2 受託経費 円
- 3 その他

別紙第4号様式(第10条関係)

平成 年 月 日

学 長

社会連携・知的財産センター長 殿

部局等の長

受託研究中止(期間延長)決定通知書

平成 年 月 日付けで受入れを決定した受託研究については、下記のとおり中止(期間延長)することを決定したので通知します。

記

- 1 研究題目
- 2 委託者の氏名
- 3 当初の研究期間
- 4 中止する日又は延長する期間
- 5 中止又は延長する理由
- 6 その他

香川大学における利益相反について

~大学の「教育・研究」と「産学官連携」の両立に向けて~

本学では、教職員による教育研究の成果を産業界等との連携を通じて積極的に地域社会に還元することを目指しています。そのことが地域社会の活性化に貢献するとともに、本学の教育研究の活性化・高度化並びに経営基盤の強化に資すると考えます。

産業界等との連携活動を積極的に進めると、教職員の「本学における職務」と「他の組織における職務」との間で利益相反状態が発生すると考えられます。そこで、産学官連携の実施で生じる利益相反の調整及び透明性の確保により、社会から信頼される活動とするための基本的方針として、以下の5つを柱とした利益相反ポリシーを定めています。

- 1. 活動の透明性
- 2. 本学の職務の優先
- 3. 学生の権利の尊重
- 4. 公共性の確保
- 5. 組織としての対応



※「香川大学における利益相反ポリシー」は、以下をご参照ください。 http://www. kagawa-u. ac. jp/ccip/images/3-03/policy. pdf

利益相反マネジメントに対する考え方

利益相反は、倫理規定や就業規則などで規定されるものではありません。必ずしも法令違反となるわけではないものの、社会からみた外観上、「問題があるのではないだろうか」との疑念が起こりうる状態です。実際に問題が生じていなくても、疑念をもたれかねない状況がある場合、社会に対する説明責任を果たさなければなりません。

そのため、利益相反は、大学と教職員の行動を制約し、一律に回避すべきものではなく、大学及び教職員が、公正かつ効率的に業務を実行するためにマネジメントするものです。

また教職員が産学官連携を行う際に抱える利益相反リスク(社会から疑念を抱かれること)に対する不安を解消し、産学官連携を積極的に推進できる環境を整備するためにマネジメントするものです。

利益相反の対象者

対象者は、学長、常勤の理事、教員、事務職員、技術職員、医療職員、教務職員及び非常勤職員(ただし、研究員等研究に係わる者のうち他機関との雇用関係を持たない者)です。

利益相反の対象行為

(1) 株式等の取得

自らが兼業として関わる企業及び本学教職員の研究成果を利用したベンチャー企業等の株式 (何らかの形で見返りを得ることができる場合を含む)を本人、配偶者もしくは一親等の同居 の親族が取得する場合

- (2) 営利企業への兼業
 - 営利企業における役員、非役員を問わず、報酬を得て兼業を行う場合
- (3) 共同研究、受託研究
- (4) 共同出願、技術移転
- ※香川大学の「利益相反マネジメント方針」は、以下をご参照ください。 http://www. kagawa-u. ac. jp/ccip/images/3-03/management. pdf

利益相反マネジメントの手続について

基本的な処理は以下のとおり行います。

- (a) 第1ステップ:基本的には利益相反マネジメントオフィスがチェックします。
- (b) 第2ステップ:必要に応じて利益相反審査会を開催します。
- (c) 第3ステップ: 利益相反審査会では対応が困難な問題については、利益相反委員会で論議します。

ここで、知り得た個人情報については、利益相反マネジャーを個人情報保護管理者と定め厳格な管理を行います。



(1) 株式等を取得された場合

本人・配偶者もしくは一親等の同居の親族が、利益相反事項に該当する株式・債券等を取得された場合には、事前に報告書を人事グループ(本人が営利企業役員で、その企業の株を本人が取得する場合)または研究協力グループ(それ以外の場合)まで提出してください。

(2) 営利企業で兼業される場合

営利企業で兼業を行おうとする者、または既に許可されている内容を変更しようとする場合は、 事前に申請書を人事グループ(営利企業役員の場合)または部局等の長(それ以外の場合)に提出 してください。

- (3) 共同研究、受託研究
- (4)共同出願、技術移転

申込時に研究協力グループ及び利益相反マネジメントオフィスにて内容を確認します。

※「香川大学利益相反に係る審査手続」は、以下をご参照ください。 http://www. kagawa-u. ac. jp/ccip/images/3-03/tetsuzuki. pdf

利益相反Q&Aについて

利益相反の状態が生じやすいケースと、それに関する本学のマネジメントについては、http://www. kagawa-u. ac. jp/ccip/images/3-03/managementqanda. pdf をご参照ください。

その他、ご質問・相談等がございましたら、利益相反マネジメントオフィスまでご連絡ください。

利益相反マネジメントオフィス

内 線 : 2542 (研究協力グループ)

E-Mail: riekisou@ao. kagawa-u. ac. jp

※送信時は全て半角英数としてください。







社会連携・知的財産センター 活動報告書

細い線で「K」をモチーフにした動物(人)を描いています。「夢・個性」の発見に向けて、人一倍の「嗅覚(アンテナ)」を磨き生かし、知識、探究、思考、発想、実行を重ねながら、筋肉を身につけて魅力的な人となり社会に巣立つことイメージしております。

香川大学 社会連携・知的財産センター

〒761-0396 香川県高松市林町 2217-20

TEL (087)864-2522 FAX (087)864-2549

E-mail ccip@eng.kagawa-u.ac.jp

URL http://www.kagawa-u.ac.jp/ccip/